

水道行政の最近の動向等について

令和 6 年 2 月 20 日 (火)

健康・生活衛生局 水道課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 . 令和 6 年能登半島地震
- 2 . 経済安全保障
- 3 . 水道行政移管
- 4 . 水道の基盤強化

令和6年能登半島地震による水道の断水状況

令和6年1月1日石川県能登地方を震源とする地震（マグニチュード7.6・最大震度7）が発生し、浄水場や主要な送水管の破損等により、石川県、富山県、新潟県等6県38事業者で最大約13.6万戸の断水が発生
 ○ 2月19日現在、石川県の一部で断水が継続（断水戸数 約24,930戸。石川県内の約8割が断水解消）

市町	最大断水戸数 (戸)	現在断水戸数 (戸)	被害等の状況	応急給水の状況
七尾市	約21,800	約6,100	・配水管破損 ・配水池破損	七尾市、日水協
輪島市	約10,000	約8,820	・管路破損 ・配水池破損	輪島市、日水協、自衛隊、国交省
珠洲市	約4,800	約4,700	・管路破損 ・停電	日水協、自衛隊、国交省
志賀町	約8,800	約730	・配水管破損	日水協、自衛隊、国交省
穴水町	約3,200	約660	・管路破損	日水協、自衛隊
能登町	約6,200	約3,690	・道路崩落による管 路破損	日水協、自衛隊、国交省
内灘町	約12,000	約230	・配水管破損	内灘町、日水協



【七尾市】岩屋浄水場内配管の損傷
(提供：名古屋市)



【能登町】町内における水道管の損傷
(提供：大阪市)



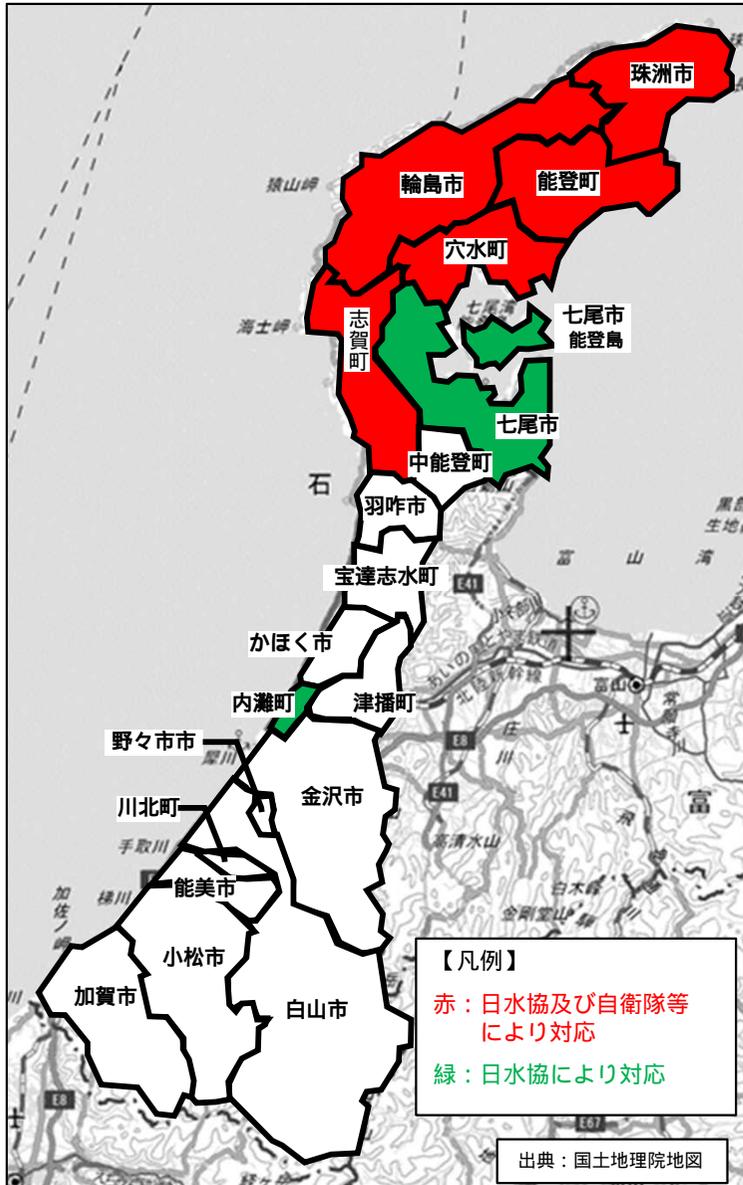
【珠洲市】宝立浄水場への導水管損傷
(提供：名古屋市)



【輪島市】送水管の損傷 3
(提供：横浜市)

令和6年能登半島地震による応急給水の活動状況

令和6年2月19日現在



事業体名	応急給水		
	日本水道協会等	自衛隊	国土交通省
七尾市	27台 愛知県江南市、愛知県一宮市、愛知県東浦町、愛知県春日井市、愛知県豊田市、愛知県大府市、愛知県愛知中部水道企業団、愛知県刈谷市、愛知県半田市、愛知県豊川市、愛知県丹羽広域事務組合、愛知県名古屋市、三重県四日市市、三重県多気町、三重県いなべ市、三重県伊勢市、静岡県森町、静岡県富士宮市、静岡県島田市、岐阜県恵那市、岐阜県郡上市、福井県南越前町、福井県敦賀市、石川県金沢市、長野県企業局、長野県大町市		
輪島市	22台 東京都水道局、神奈川県川崎市、神奈川県横浜市、神奈川県企業局、神奈川県横須賀市、神奈川県三浦市、千葉県企業局、千葉県かずさ水道広域連合企業団、千葉県柏市、埼玉県企業局、埼玉県三芳町、埼玉県熊谷市、埼玉県新座市、群馬県前橋市、群馬県藤岡市、群馬県沼田市、栃木県真岡市、栃木県下野市、茨城県常総市、茨城県ひたちなか市、山梨県甲府市	18台	7台
珠洲市	5台 愛知県名古屋市、静岡県静岡市、静岡県浜松市、石川県野々市市、石川県小松市	10台	2台
志賀町	— 輪島市と合わせて運用	3台	
穴水町	9台 大阪府大阪広域水道企業団、大阪府堺市、大阪府泉佐野市、大阪府門真市、大阪府摂津市、兵庫県宍粟市、兵庫県明石市、滋賀県湖南市	4台	
能登町	16台 京都府八幡市、京都府精華町、京都府与謝野町、奈良県広陵町、滋賀県野洲市、和歌山県日高川町、和歌山県有田市、福岡県福岡市、福岡県北九州市、熊本県熊本市、大分県別府市、長崎県島原市、宮崎県都城市、鹿児島県始良市	5台	1台
内灘町	1台 石川県金沢市		
小計	80台	40台	10台
		合計	130台

【国土交通省】

- 東北地方整備局1台、四国地方整備局1台、九州地方整備局1台が派遣調整中
- 水資源機構が所有する「可搬式浄水装置」を珠洲市に設置し、1月9日(火)より生活用水を提供、1月12日(金)からは飲用に適した水を提供

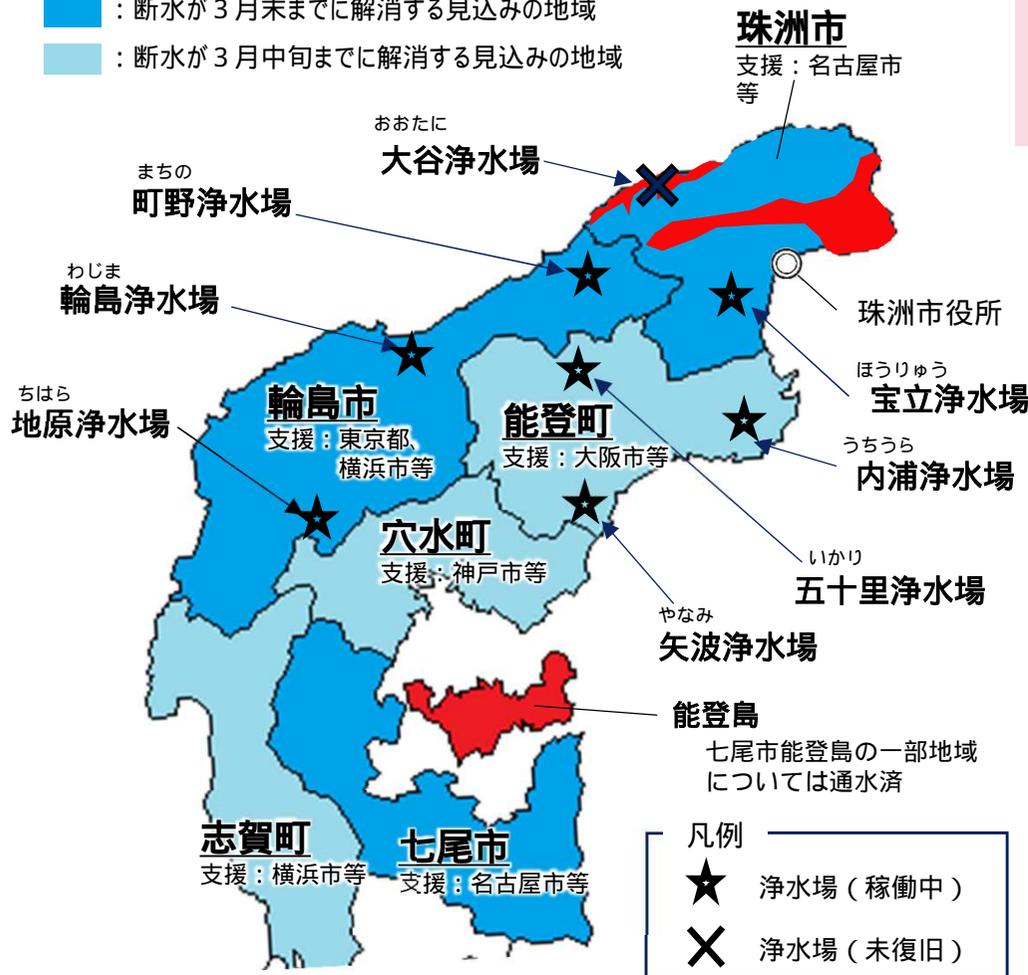
【海上保安庁】

- 1月3日(水)～2月16日(金) 七尾港岸壁に着岸した巡視船から自衛隊給水車等に給水
合計：2377台 6585.6トン
- 1月4日(木)～5日(金),11日(木),17日(水)輪島港岸壁に着岸した巡視船艇から自衛隊給水車等に給水
合計：11台 26.5トン

応急給水活動状況については、石川県における当日朝の状況を示す。

石川県における断水の解消見込み

- : 断水が4月以降に解消する見込みの地域
- : 断水が3月末までに解消する見込みの地域
- : 断水が3月中旬までに解消する見込みの地域



断水は現時点で約8割解消済

注) 2月1日時点では約6割

断水解消戸数/最大断水戸数
= 約86,690戸/約111,620戸=77.7%

3月末までに9割強の解消が見込まれる。

輪島市	2月末～3月末
珠洲市	2月末以降順次 (一部地域は4月以降)
穴水町	2月中旬～3月上旬
能登町	2月中旬～3月中旬
七尾市	2月末～3月末 (能登島の一部地域は4月以降)
志賀町	2月末 (一部地域は3月末)

1月27日石川県公表資料、1月28日七尾市公表資料、
2月2日穴水町公表資料及び2月7日能登町公表資料を基に作成

主な市町の状況

輪島市：振動・地盤の変異により断裂・損壊した基幹管路・配水管網を順次復旧作業中。

珠洲市：振動・地盤の変異により損壊が激しい主力浄水場は、仮設造設により機能回復し、基幹管路の復旧作業に移行。

七尾市：振動により断裂した基幹管路が市街部まで回復し、市街部の配水管網・能登島までの基幹管路を復旧作業中。 5

水道施設災害復旧費補助金

事業内容

災害により被害を受けた水道施設の原形復旧や、応急的に施設の設置に要する事業費の一部を補助する。

補助率等

原則：1 / 2

例外：災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に規定する激甚災害として指定された場合等

2 / 3

公共土木災害復旧事業費国庫負担法の対象事業と同程度まで高上げ

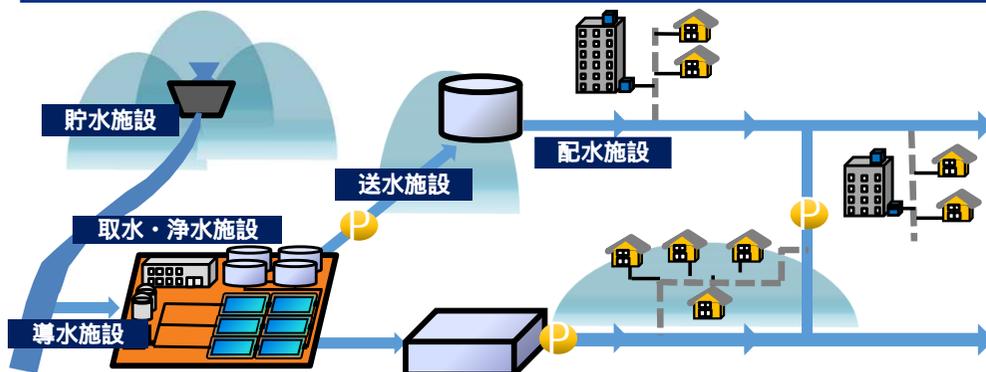
上限額：設定無し

参考：平成7年 阪神・淡路大震災（8 / 10）
（特別立法による高上措置。）

平成16年 新潟県中越地震（8 / 10）
（補助要綱(個別要綱の制定)による高上措置。）

平成23年 東日本大震災（80 / 100 ~ 90 / 100）
（特別立法による高上げ措置。）

平成28年 熊本地震（8 / 10）
（補助要綱(個別要綱の制定)による高上措置。）



赤字が今回拡充箇所

補助対象

地方公共団体が管理する水道事業等のための施設等であって、次の施設に係る建物、建物以外の工作物、土地、土地造成施設及び設備等

取水施設（井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、
その他取水に必要な施設）

貯水施設（貯水池、その他貯水に必要な施設）

導水施設（導水管、専用道路、
その他導水に必要な施設）

浄水施設（浄水池、沈殿池、ろ過池、滅菌室、
ポンプ室、その他浄水に必要な施設）

送水施設（送水管、送水ポンプ、専用道路、
その他送水に必要な施設）

配水施設（配水池、配水管、配水ポンプ、
専用道路、その他配水に必要な施設）

給水装置（配水管から分岐して最初の止水栓まで）
漏水調査

水道施設被害が甚大となる災害（例：平成7年阪神・淡路大震災、平成16年新潟県中越地震、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年胆振東部地震、令和元年台風19号、20号及び21号、令和2年7月豪雨、等）の場合には、給水装置の一部や漏水調査も対象とした実績がある。

近年の自然災害による水道の被害状況

主な地震による被害

地震名等	発生日	最大震度	地震規模(M)	断水戸数	断水継続期間
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日	7	7.3	約130万戸	約3ヶ月
新潟県中越地震	平成16年10月23日	7	6.8	約13万戸	¹ 約1ヶ月
新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	6強	6.8	約5.9万戸	20日
岩手・宮城内陸地震	平成20年6月14日	6強	7.2	約5.6千戸	¹ 18日
東日本大震災	平成23年3月11日	7	9.0	約256.7万戸	¹ 約5ヶ月
長野県神城断層地震	平成26年11月22日	6弱	6.7	約1.3千戸	25日
熊本地震	平成28年4月14・16日	7	7.3	約44.6万戸	¹ 約3ヶ月半
鳥取県中部地震	平成28年10月21日	6弱	6.6	約1.6万戸	4日
大阪府北部を震源とする地震	平成30年6月18日	6弱	6.1	約9.4万戸	2日
北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	7	6.7	約6.8万戸	¹ 34日
福島県沖の地震	令和3年2月13日	6強	7.3	約2.7万戸	6日
福島県沖の地震	令和4年3月16日	6強	7.4	約7.0万戸	7日

¹ 家屋等損壊地域、全戸避難地区、津波地区等を除く

主な大雨等による被害

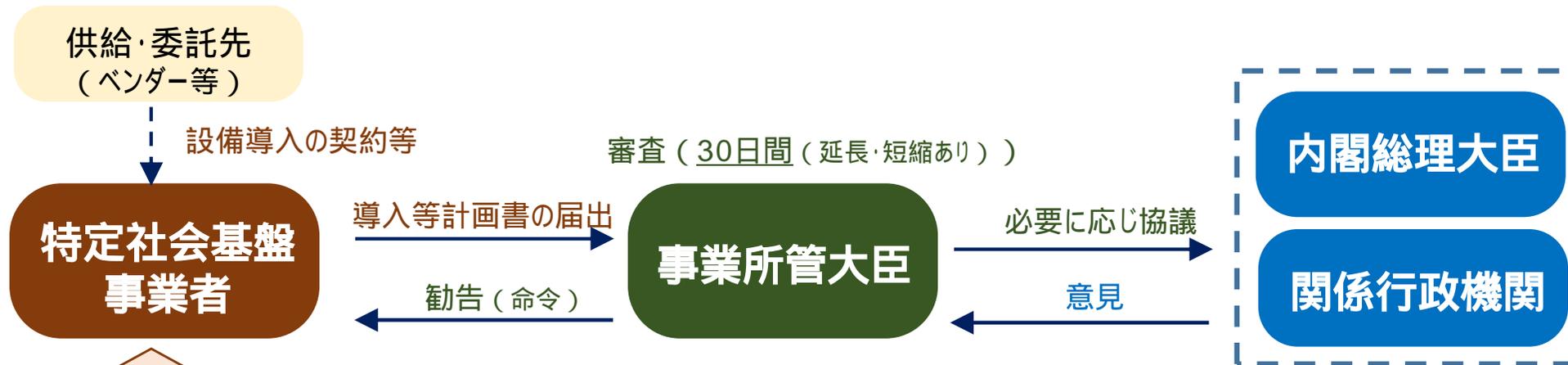
時期	災害名等・地域	断水戸数	断水継続期間
平成30年1～2月	1月22日からの大雪等、2月4日からの大雪等（北陸地方、中国四国地方）	約3.6万戸	12日
平成30年7月	豪雨（広島県、愛媛県、岡山県等）	約26.3万戸	38日
平成30年9月	台風第21号（京都府、大阪府等） 台風第24号（静岡県、宮崎県等）	約1.6万戸 約2.0万戸	12日 19日
令和元年9月	房総半島台風（千葉県、東京都、静岡県）	約14.0万戸	17日
令和元年10月	東日本台風（宮城県、福島県、茨城県、栃木県等）	約16.8万戸	33日
令和2年7月	豪雨（熊本県、大分県、長野県、岐阜県、山形県等）	約3.8万戸	56日
令和3年1月	1月7日からの大雪等（西日本等）	約1.6万戸	8日
令和4年8月	令和4年8月3日からの大雨等（秋田県、山形県、新潟県、福井県等）	約1.4万戸	18日
令和4年9月	台風第14号（熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県等） 台風第15号（静岡県）	約1.3万戸 約7.6万戸	9日 13日
令和5年1月	1月20日からの大雪等（石川県、三重県、大分県等）	約1.4万戸	8日
令和5年7月	7月15日からの大雨等（秋田県）	約1.1万戸	13日
令和5年8月	台風6号（大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）	約3.3万戸	7日

- 1 . 令和 6 年能登半島地震
- 2 . 経済安全保障
- 3 . 水道行政移管
- 4 . 水道の基盤強化

特定社会基盤役務（基幹インフラ）の安定的な提供の確保に関する制度の概要

- 基幹インフラの重要設備が役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、国が一定の基準のもと、**基幹インフラ事業（特定社会基盤事業）・事業者（特定社会基盤事業者）を指定**し、国が指定した**重要設備（特定重要設備）の導入・維持管理等の委託をしようとする際には、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度**を構築。昨年11月に法を施行し、**令和6年5月17日から制度運用開始**。
- 国は、届け出られた計画書に係る特定重要設備が妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいと認めるときは、当該計画書を届け出た者に対し、妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で重要設備の導入等を行うこと等を**勧告（命令）**できる。

制度のスキーム



対象事業...法律で次の14分野を外縁として規定。それぞれの分野について、必要な範囲に細分化し**政令**で絞り込み。

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道
6.貨物自動車運送	7.外航貨物	8.航空	9.空港	10.電気通信
11.放送	12.郵便	13.金融	14.クレジットカード	

対象事業者（特定社会基盤事業者）...絞り込んだ事業ごとに、事業所管大臣が、**省令**で基準を作成し、該当する者を指定・**告示**。

水道分野における特定社会基盤事業者 (令和5年11月16日指定、同11月17日公示)

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者
水道事業 (簡易水道事業を除く)	水道法第六条第一項の認可を受けた者であって、 <u>給水人口が百万人を超える事業者</u>	札幌市（札幌市水道事業） 仙台市（仙台市水道事業） さいたま市（さいたま市水道事業） 千葉県（千葉県水道事業） 東京都（東京都水道事業） 神奈川県（神奈川県水道事業） 横浜市（横浜市水道事業） 川崎市（川崎市水道事業） 名古屋市（名古屋市水道事業） 京都市（京都市水道事業） 大阪市（大阪市水道事業） 神戸市（神戸市水道事業） 広島市（広島市水道事業） 北九州市（北九州市水道事業） 福岡市（福岡市水道事業）
水道用水供給事業	水道法第二十六条の認可を受けた者であって、 <u>一日に給水することができる最大の水量が 五十万立方メートルを超える事業者</u>	宮城県（仙南・仙塩広域水道用水供給事業） 埼玉県（埼玉県水道用水供給事業） 愛知県（愛知県水道用水供給事業） 沖縄県（沖縄県水道用水供給事業） 北千葉広域水道企業団（北千葉広域水道用水供給事業） 神奈川県内広域水道企業団（神奈川県内広域水道用水供給事業） 大阪広域水道企業団（大阪広域水道企業団水道用水供給事業） 阪神水道企業団（阪神水道企業団水道用水供給事業）

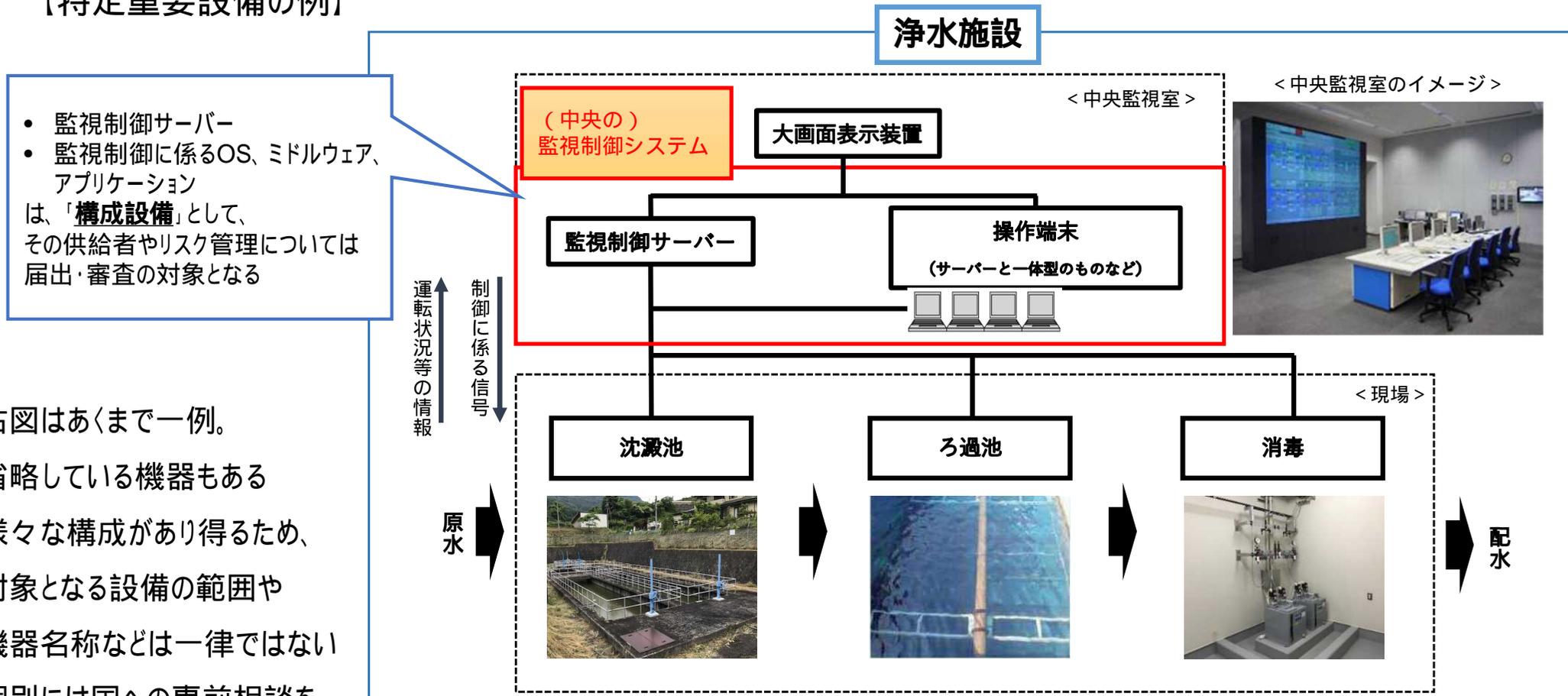
水道分野における特定重要設備の概要

特定重要設備

浄水施設（一日当たりの浄水能力の最も大きいものから順次合計して得た数が、当該事業を行う者の全ての浄水施設の一日当たりの浄水能力を合計して得た数の九十五パーセントに達するまでのものに限る。）の浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ当該各工程を制御するために使用される情報処理システム。

この特定重要設備に係る「導入」「重要維持管理等の委託」については、あらかじめ導入等計画書の届出・審査が必要となる。

【特定重要設備の例】



- 監視制御サーバー
 - 監視制御に係るOS、ミドルウェア、アプリケーション
- は、「構成設備」として、その供給者やリスク管理については届出・審査の対象となる

- 右図はあくまで一例。省略している機器もある
- 様々な構成があり得るため、対象となる設備の範囲や機器名称などは一律ではない
- 個別には国への事前相談を活用いただく想定

水道分野における「重要維持管理等」

重要維持管理等

法第52条第1項の特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの

- 対象となるシステムの維持管理
- 対象となるシステムの操作

【重要維持管理等に該当すると想定される業務について】

- 「維持管理」については、以下のようなものが該当
 - 対象のシステムの監視制御機能に関わる健全性の確認に係る保守点検業務、
 - 対象のシステムの設備や部品のうち、不具合を生じることにより、浄水工程の集中的な監視制御の継続に直接の影響を及ぼすものの交換、
 - 対象のシステムの監視制御機能に関わるプログラムの更新（現場設備等の台数の増減に伴うパラメータの変更等を除く）
- 「操作」については、中央監視室等において、対象のシステムを通じた浄水施設の運転管理を行う業務が該当

基幹インフラの安定的な提供の確保に関する制度に関するスケジュール

2022年5月18日

経済安全保障推進法 公布



2023年4月28日

基本指針 の閣議決定・公表

：特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針



8月9日

政令（特定社会基盤事業）・省令（事業者指定基準、特定重要設備等）の公布

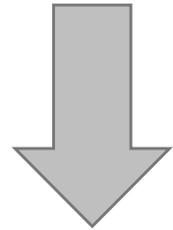
（11/1施行）

（9月15日 - 10月14日：第二弾省令案のパブリックコメント）

（10月6日：技術的解説¹（暫定版）・入札関係ガイドライン²の公表）

1：経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説

2：経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度における入札契約に
関係する制度の整合的な運用について



11月1日

法律の一部を施行（特定社会基盤事業、特定社会基盤事業者の指定基準、特定重要設備等）



11月16日

特定社会基盤事業者の指定（全ての分野で計210者）

省令（重要維持管理等、届出事項、勧告手続等）の公布（11/17施行）



11月17日

法律の一部を施行（重要維持管理等、届出事項、勧告手続等）

特定社会基盤事業者の指定の告示（官報に掲載）



：6か月間の経過措置期間（2023年11月17日～2024年5月16日）
技術的解説を順次改定予定。

2024年5月17日

制度運用開始（届出義務の適用開始）

- 1 . 令和 6 年能登半島地震
- 2 . 経済安全保障
- 3 . 水道行政移管
- 4 . 水道の基盤強化

3 . 水道行政移管

**生活衛生等関係行政の機能強化のための
関係法律の整備に関する法律**

令和 6 年度水道関係予算の概要

令和 5 年度（補正）水道関係予算の概要

水道整備・管理行政の移管後の体制

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の概要

改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

改正の概要

1. 食品衛生基準行政の機能強化【食品衛生法】

食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管する。

薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務を行うもの（食品衛生監視行政）に関しては、厚生科学審議会に移管する。

2. 水道整備・管理行政の機能強化【水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。

水道整備・管理行政であって に掲げる事務以外の事務について、社会資本の総合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。

災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

3. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法】

厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行う。

国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。

食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会（食品衛生基準審議会）を消費者庁に設置する。

施行期日

令和6年4月1日

水道整備・管理行政の機能強化

改正の内容

水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法等の改正

水道に関する水質基準の策定等、水質又は衛生に関する水道行政に係る事務について、厚生労働大臣から環境大臣（ 1 ）に移管する。

以外の水道行政に係る事務について、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管する（ 2 ）とともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。

水道整備・管理行政について、国土交通大臣と環境大臣の連携規定を設ける。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（ 3 ）及び社会資本整備重点計画法の対象施設に水道を加える。

厚生労働省設置法、国土交通省設置法及び環境省設置法の改正

厚生労働省、国土交通省及び環境省の所掌事務に関する規定について、 の改正に伴う所要の整備を行う。

- 1 環境大臣は、環境基本法に基づき河川・湖沼・海域等の水質汚濁に関する環境基準を科学的知見に基づき策定するなど、水環境の保全に向けた総合的な施策を担っている。
- 2 これにより、施設整備や下水道運営、災害対応に関する国土交通省の知見等を活かすことが可能となる。
- 3 これにより、水道が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による財政援助の対象にもなる。

赤字：改正事項

	水道整備・管理行政（右記以外）	水質又は衛生に関する水道行政
事務の具体例	水道基盤の強化のための基本方針の策定 水道事業等の認可、改善指示、報告徴収・立入検査	水質基準の策定 水道事業者が実施する水質検査の方法の策定
所管	【現行】厚生労働大臣 →【改正後】国土交通大臣（ ） 地方整備局長又は北海道開発局長への委任が可能	【現行】厚生労働大臣 →【改正後】環境大臣
水道整備・管理行政の円滑な実施 （国土交通大臣と環境大臣の連携）	<p>国土交通大臣及び環境大臣は、水道に起因する衛生上の危害の発生防止のため、相互の密接な連携の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣は国土交通省令の制定等に当たり、環境大臣の意見を聴かなければならない。 ・環境大臣は環境省令の制定等に当たり、国土交通大臣の意見を聴かなければならない。 ・国土交通大臣は環境大臣に対し、環境省令の制定等を求めることができる。 ・環境大臣は国土交通大臣に対し、国土交通省令の制定等を求めることができる。 ・国土交通大臣は環境大臣に対し、水道事業者等からの届出の内容を通知するものとする。 	

3 . 水道行政移管

生活衛生等関係行政の機能強化のための
関係法律の整備に関する法律

令和 6 年度水道関係予算の概要

令和 5 年度（補正）水道関係予算の概要
水道整備・管理行政の移管後の体制

令和6年度国土交通省関係予算総括表

(単位:百万円)

事 項	令 和 6 年 度		前 年 度
	(A)	対前年度 倍 率 (A/B)	
治 山 治 水	884,407	1.00	884,019
道 路 整 備	1,671,492	1.00	1,671,083
港 湾 空 港 鉄 道 等	403,734	1.02	397,584
住 宅 都 市 環 境 整 備	730,304	1.00	730,657
公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等	145,161	1.15	126,717
上 下 水 道	112,775	1.20	94,331
上 下 水 道	3,000	皆増	—
上 下 水 道	17,136	1.01	17,036
下 水 道	92,639	1.20	77,295
国 営 公 園 等	32,386	1.00	32,386
社 会 資 本 総 合 整 備	1,377,105	0.98	1,400,643
社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金	506,453	0.92	549,190
防 災 ・ 安 全 交 付 金	870,652	1.02	851,453
小 計	5,212,203	1.00	5,210,703
推 進 費 等	19,942	1.02	19,542
一 般 公 共 事 業 計	5,232,145	1.00	5,230,245
災 害 復 旧 等	57,949	1.01	57,547
公 共 事 業 関 係 計	5,290,094	1.00	5,287,792
そ の 他 施 設	56,947	1.22	46,714
行 政 経 費	606,632	1.06	574,803
合 計	5,953,673	1.01	5,909,309

1. 防災・安全交付金について、水道事業に係る費用はこの内数。
2. 本表のほか、デジタル庁一括計上分として33,417百万円がある。
3. 本表のほか、東日本大震災復興特別会計(復旧・復興)46,300百万円がある。

令和6年度概算要求の規模・内訳

防災・安全交付金

- 防災・安全交付金は、「防災・安全」に関する地方公共団体が行う社会資本整備について、基幹的な事業や関連する社会資本整備、効果を促進する事業等を一体的に支援する経費として計上するもの。
- 従前の生活基盤施設耐震化等交付金の大部分が防災・安全交付金に移行。

水道施設整備関係予算

区 分	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	単位：百
			対前年度 倍率
水道施設整備費： ・将来にわたり持続可能で強靱かつ安全な水道を実現するため、水道施設の耐災害性強化対策、水道事業の広域化、及び安全で良質な給水を確保するための施設整備等の取組を支援	16,993	17,002	0.99
水道施設整備事業調査費等： ・国が主導した実証事業等により、課題解決のための革新的な技術について、水道事業者への普及を促進する。	143	34	4.21
上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費： ・上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現する。	3,000	-	皆増
合 計	20,136	17,036	1.18

：四捨五入のため合計は一致しない場合がある

(参考) 水道事業に係る支援制度の移行について

R5予算

公共

簡易水道施設等整備費国庫補助金

水道未普及地域解消事業	1
簡易水道再編推進事業	1
生活基盤近代化事業	1
閉山炭鉱水道施設	

水道水源開発等施設整備費補助金

水道水源開発施設整備費	1
遠距離導水等施設整備費	1
高度浄水施設等整備費	1
水道施設機能維持整備費	1

非公共

生活基盤施設耐震化等交付金

水道未普及地域解消事業	1
簡易水道再編推進事業	1
生活基盤近代化事業	1
高度浄水施設等整備費	1
緊急時給水拠点確保等事業	
水道管路耐震化等推進事業	
水道事業運営基盤強化推進事業	
水道水源自動監視施設等整備事業	

官民連携等基盤強化推進事業

水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業
生活基盤施設耐震化等効果促進事業

R6予算

公共

水道施設整備費(個別補助)

水道未普及地域解消事業	1
簡易水道再編推進事業	1
生活基盤近代化事業	1
閉山炭鉱水道施設	

水道水源開発施設整備費	1
遠距離導水等施設整備費	1
高度浄水施設等整備費	1
水道施設機能維持整備費	1

公共

防災・安全交付金 2

水道未普及地域解消事業	1
簡易水道再編推進事業	1
生活基盤近代化事業	1
高度浄水施設等整備費	1
緊急時給水拠点確保等事業(拡充)	
水道管路耐震化等推進事業	
水道事業運営基盤強化推進事業	
水道水源自動監視施設等整備事業	

公共

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費(個別補助)

上下水道施設再編推進事業
上下水道施設耐震化推進事業
官民連携等基盤強化推進事業
上下水道DX推進事業(名称変更)
業務継続計画策定事業
汚泥再生利用推進事業

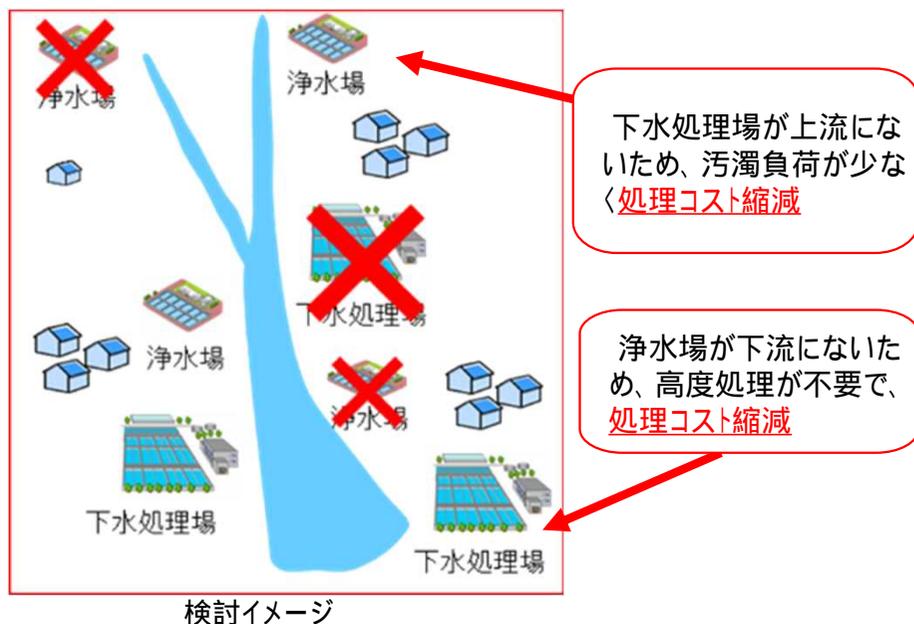
1: 現行の補助金・交付金のいずれにもある支援事業
 2: 上記事業に加え、「取水施設の耐災害性強化」に関する支援事業を創設

背景

- 令和6年4月に水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省へ移管
- 官民連携をはじめとする上下水道の共通課題に対して、上下水道一体の取組を推進することが必要

(1) 上下水道施設再編推進事業

- 流域全体として最適な上下水道施設の施設再編の検討を推進するため、計画策定経費を補助



(3) 官民連携等基盤強化推進事業

- ウォーターPPPの導入を加速化するため、ウォーターPPPの導入検討経費を定額補助

(5) 業務継続計画策定事業

- 近年、激甚化・頻発化する自然災害に対し、上下水道の機能確保するため、業務継続計画の策定を補助

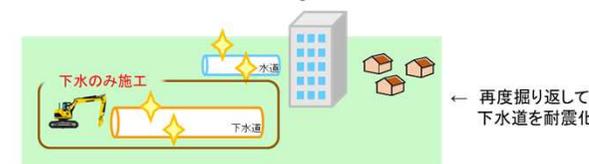
概要

- 令和6年度から水道事業が国交省へ移管されることを契機に、上下水道一体での効率的な事業実施に向け、以下の事業を支援する新たな補助事業を創設

(2) 上下水道施設耐震化推進事業

- 上下水道が連携した耐震化を推進するため計画策定経費を補助

それぞれの計画に基づきバラバラに施工



水道、下水道双方を計画的に耐震化することで、災害時でも健全な機能を発揮

上下一体の計画の策定により
上下水道同時に効率的な施工が可能



(4) 上下水道DX推進事業

- DXによる業務効率化等のため、先端技術を活用した設備の導入経費を補助

(6) 汚泥資源肥料利用推進事業

- 汚泥資源の肥料利用を推進するため、肥料成分や重金属の分析調査、計画策定、分析機器の導入経費を定額補助

背景

- 台風等の影響により取水施設が被災し、大規模な断水が発生
- 令和5年度においても台風や梅雨前線等により、線状降水帯が発生し、全国各地において水道施設が被災しており、その対策は急務

概要

- 土砂災害警戒区域において土砂災害等により流出するリスクが高い取水施設に対して、土砂災害防止のための施設整備などに対する新たな補助メニューを創設

要件

- 水道事業で資本単価90円/m³以上、又は水道用水供給事業で資本単価70円/m³以上であること
- 断水影響戸数が2,000戸以上の取水施設における施設整備(ただし、移転を除く)であること
- 補助率は1/3(離島振興地域及び奄美群島において行う場合のみ1/2)



令和元年台風第19号による取水門の被災状況
(神奈川県南足柄市(約6,900戸断水))

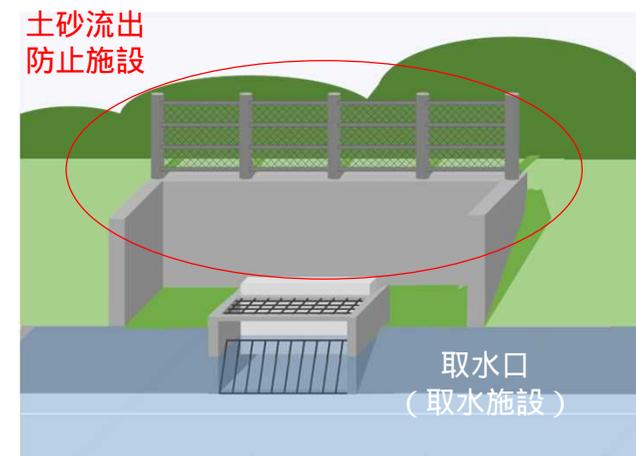


図 取水施設に対する土砂災害防止対策のイメージ)

背景

- 南海トラフ地震等の大規模地震が切迫している中、簡易水道事業においても強靱化が急務

概要

- 災害時の重要拠点として位置づけられている施設に配水する管路の耐震化に対する補助について、簡易水道事業についても補助を行うために制度を拡充

要件

- 特定簡易水道事業()以外の簡易水道事業者が実施する事業であること
 - () 事業経営者が同一であって、次のいずれかの要件を有する他の水道事業又は簡易水道事業が存在する簡易水道事業
 - (1) 会計が同一であるもの
 - (2) 水道施設が接続しているもの
 - (3) 道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの
- 地震、渇水等による水道施設の被害・取水停止の経験がある地域等であること
- 補助率は、財政力指数等に応じて1/4、1/3、4/10、1/2

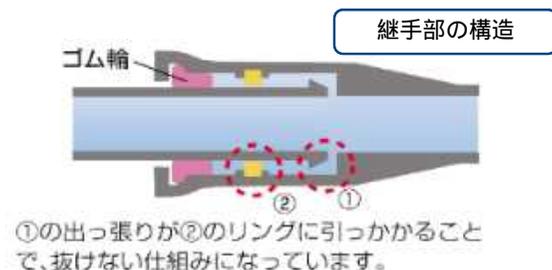
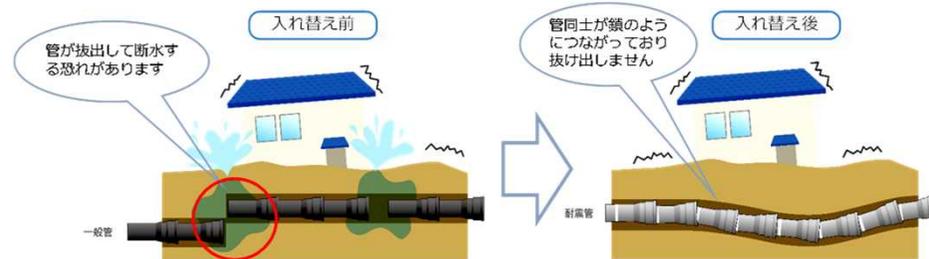


図 管路の耐震化イメージ

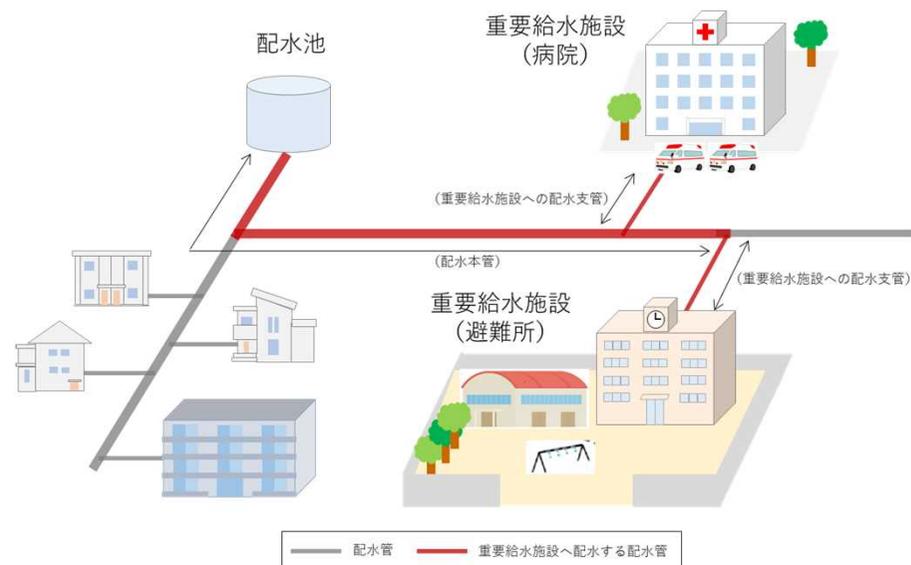


図 対象管路のイメージ

水道分野における革新的技術実証事業 (A-JUMP)

A-JUMP : Aquatic Judicious & Ultimate Model Projects

- 老朽化や耐震化、経営基盤の強化などの課題に対処するためには、課題解決に資する革新的技術の開発・実装に関し、国が積極的に関与することが不可欠
- 水道事業調査費を拡充し、国が主体となった革新的技術の実証及びガイドライン化により、各地方公共団体での導入を促進

< 技術実証事業のテーマのイメージ >

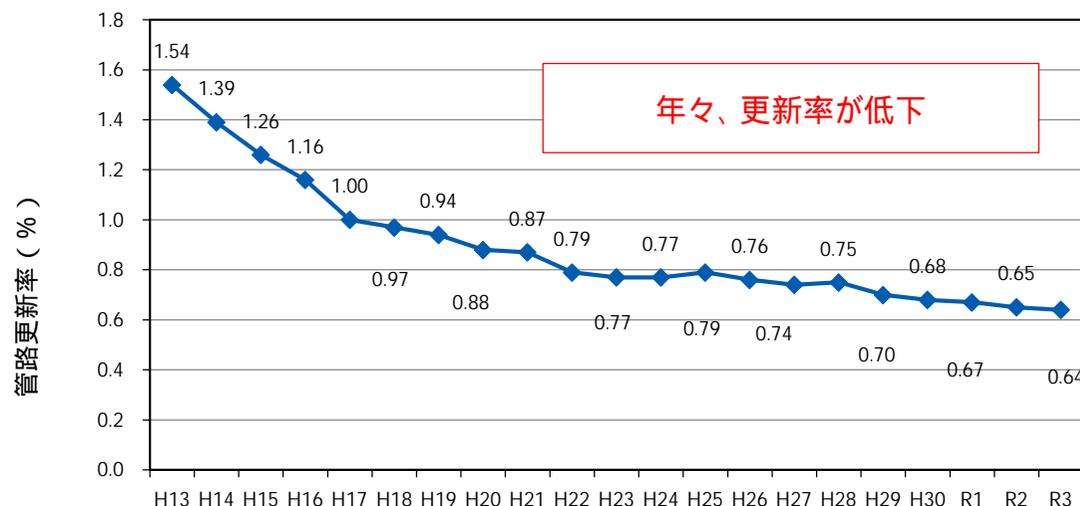
水道施設の改築更新の効率化に関する技術の実証

- 効果：施設改築の効率化

緊急時に利用可能な可搬型浄水施設の適用に関する実証

- 効果：防災・減災対策に資する技術
水質改善に資する技術

管路更新率 (%) = 更新された管路延長 ÷ 管路総延長 × 100



管路経年化率が上昇する中、更新率を上げるためには新技術の開発・導入が必要



【令和6年度要求額 167百万円（新規）】

水道水質・衛生行政の移管を受けて、水源から蛇口まで一体的に管理し、水道に対する安全・安心を向上させます。

1. 事業目的

一般環境中の水の環境基準等の設定等を通じて培ってきた環境省の持つ科学的知見及び専門的な能力を最大限活用し、水道水源から蛇口までの水質を一体的にリスク管理し、国民の水道に対する安全・安心をより高める。

2. 事業内容

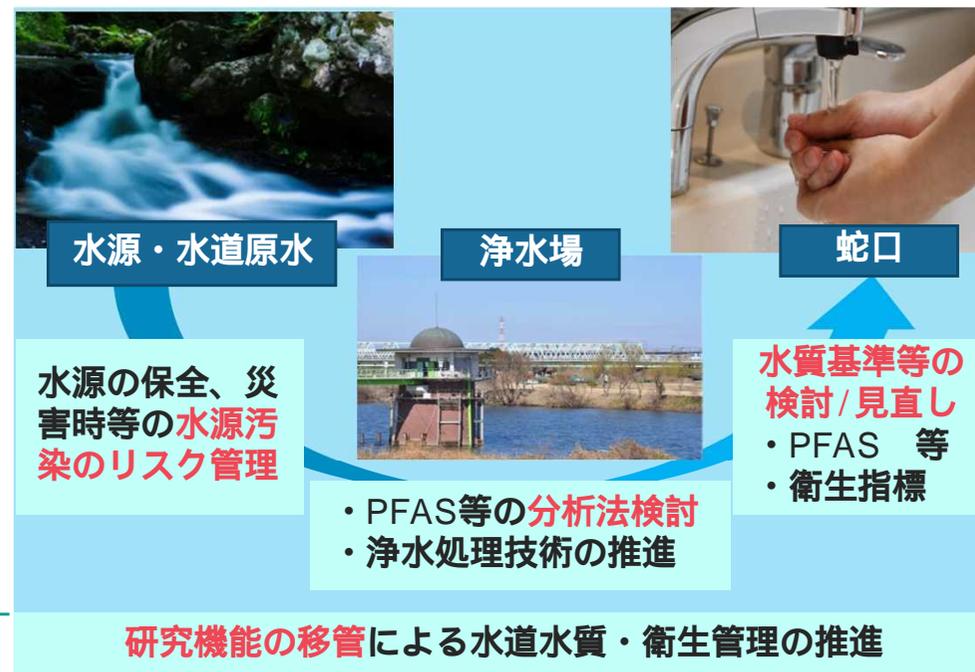
移管後においても水道水質基準等の策定（PFASの目標値含む）や、水道水の病原微生物等に対する衛生上の措置について検討するとともに、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院が担ってきた水道関係の研究・研修機能を適切に引き継ぎ、将来にわたり継続的に水道水質基準等の見直し等を実施する。【既存の業務】

災害・事故に伴う廃棄物処理場や化学工場等から水域への化学物質の漏洩による水道水源等の汚染や、水道原水や水道水で懸念があると考えられるPFAS等の化学物質、病原性微生物等の衛生指標について、事例・科学的知見の収集、各関係者への情報共有、リスク管理の在り方の検討等、水道水源から蛇口の水までの化学物質等の安全対策の強化について検討する。【新たに実施予定の業務】

3. 事業スキーム

事業形態	請負事業
請負先	民間事業者・団体
実施期間	令和6年度～令和8年度

4. 事業イメージ



水道に対する安全・安心の向上

3 . 水道行政移管

生活衛生等関係行政の機能強化のための
関係法律の整備に関する法律

令和 6 年度水道関係予算の概要

令和 5 年度（補正）水道関係予算の概要

水道整備・管理行政の移管後の体制

令和5年度補正予算(防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策:177億円)

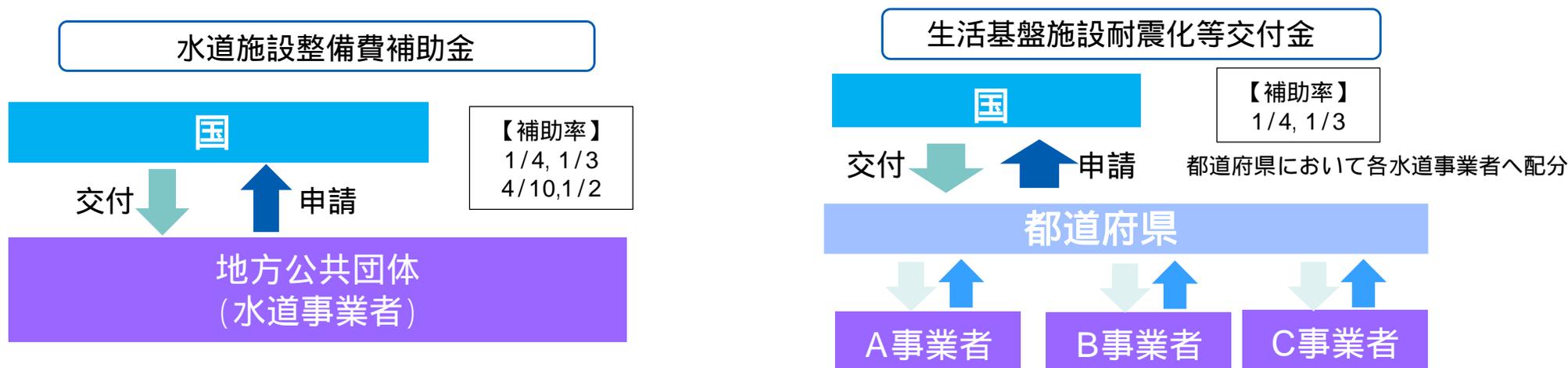
施策の目的

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、水道施設(浄水場等)の耐災害性強化対策及び上水道管路の耐震化対策を推進することにより、安全・安心な水の供給体制を実現する。

施策の概要

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、地方公共団体が実施する浄水場等の停電対策・土砂対策・浸水対策等の耐災害性強化対策及び上水道管路(基幹管路)の耐震化対策を図るための施設整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

水道施設の耐災害性強化及び上水道管路(基幹管路)の耐震化を図ることにより、災害による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減することができる。

令和5年度補正予算(安全・安心な水道の整備:194億円)

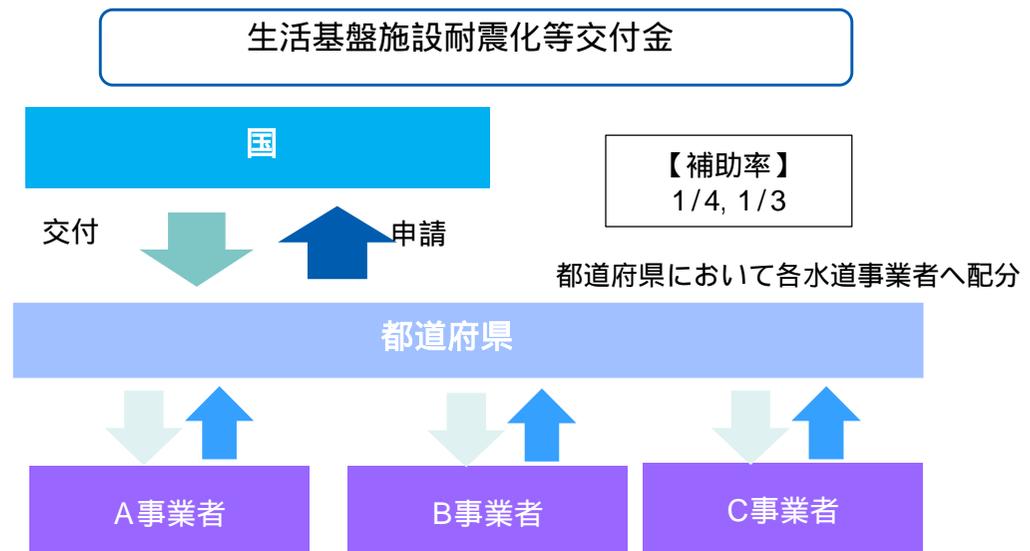
施策の目的

国民生活や社会経済活動の根本を支えるライフラインである水道の基盤強化を推進するとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備等を進めることにより、安全・安心な水道施設整備の推進を図る。

施策の概要

水道施設の基幹改良や緊急時用連絡管の整備等、安全・安心な水道サービスの実現のための施設整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国民生活や社会経済活動の根本を支えるライフラインである水道の基盤強化や安全で良質な給水を確保するための施設整備等を早期に行うことにより、大規模かつ長期的な断水リスクを軽減することができ、ひいては国民生活の安全・安心の確保につながる。

ウォーターPPP導入推進に向けた支援

生活基盤施設耐震化等交付金

ウォーターPPPの導入検討費用に対する補助

背景

- PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)に位置づけられたウォーターPPP等について、事業規模30兆円及び事業件数10年ターゲットの達成に向けた取組を加速することが必要

コンセッション方式	レベル3.5			
	他分野連携+他地方公共団体連携	他分野連携(特に下水道一体)	他地方公共団体連携(広域・共同)	下水道もしくは水道分野のみ
上限 5千万円	上限 4千万円			上限 2千万円
	※上限 4千万円			
導入可能性調査(FS)	○	○	○	○
資産評価(デューデリジェンス、DD)	○	○	○	○
実施方針・公募資料作成	○	○	○	×
事業者選定	○	○	○	×

*上下水道合わせて上限4千万円の範囲内で、水道・下水道が同額を負担

令和6年度予算からは「上下水道一体効率可・基盤強化推進事業(個別補助)」へ移行

概要

- ウォーターPPPを導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査(FS)、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定等を国費により定額支援
- 水道分野におけるウォーターPPPの導入推進にあたって、「水道管路緊急改善事業」の採択要件を緩和

ウォーターPPPの導入推進にあたっての支援

<水道管路緊急改善事業>

[補助率]

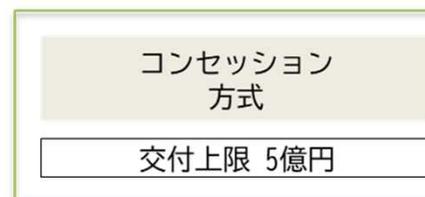
- 1/3、1/2 離島振興地域及び奄美群島において行う場合のみ

[交付対象]

- 布設後40年以上経過した鋳鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管、鋼管及びポリエチレン管であって、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)に布設されている管路の更新事業

(現行制度)

(制度拡充)



ウォーターPPP導入のために実施する事業について、家庭用の水道料金が平均料金より高いなどの条件は付さない。

令和6年度予算からは「防災・安全交付金」へ移行 30

(参考) 新たな官民連携方式「ウォーターPPP」

【管理・更新一体マネジメント方式の要件】

- ①長期契約（原則10年）、 ②性能発注、 ③維持管理と更新の一体マネジメント、 ④プロフィットシェア

ウォーターPPP

公共施設等運営事業（コンセッション） [レベル4]

長期契約（10～20年）

性能発注

維持管理

修繕

更新工事

運営権（抵当権設定）

利用料金直接収受

上・工・下一体：1件（宮城県R4）
下水道：3件（浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5）
工業用水道：2件（熊本県R3、大阪市R4）

管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3、5]

新設

長期契約（原則10年）

性能発注

維持管理

修繕

【更新実施型の場合】
更新工事

【更新支援型の場合】
更新計画案やコンストラクションマネジメント（CM）

複数年度・複数業務による
民間委託
[レベル1～3]

短期契約（3～5年程度）

仕様発注・性能発注

維持管理

修繕

水道：1,400施設
下水道：552施設
工業用水道：19件

3 . 水道行政移管

生活衛生等関係行政の機能強化のための

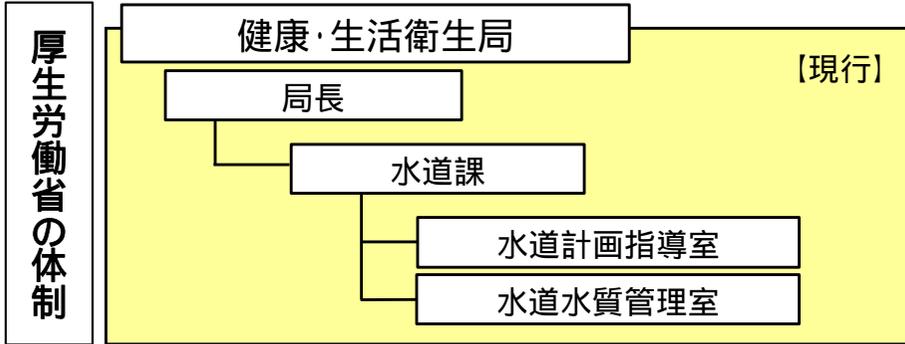
関係法律の整備に関する法律

令和 6 年度水道関係予算の概要

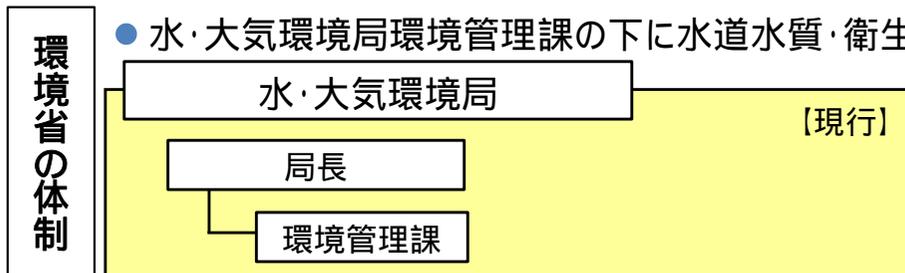
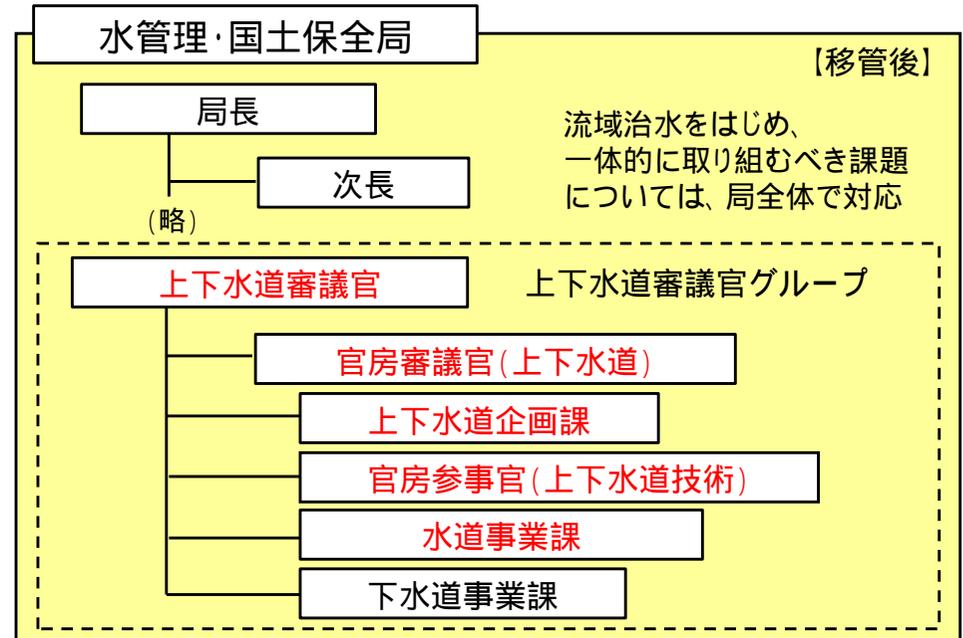
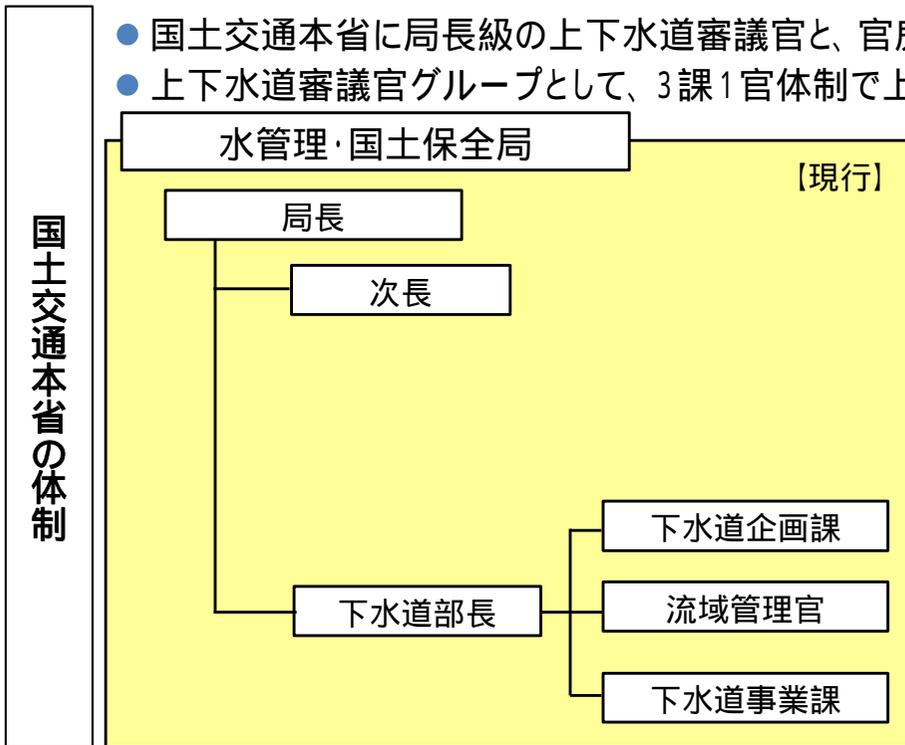
令和 5 年度（補正）水道関係予算の概要

水道整備・管理行政の移管後の体制

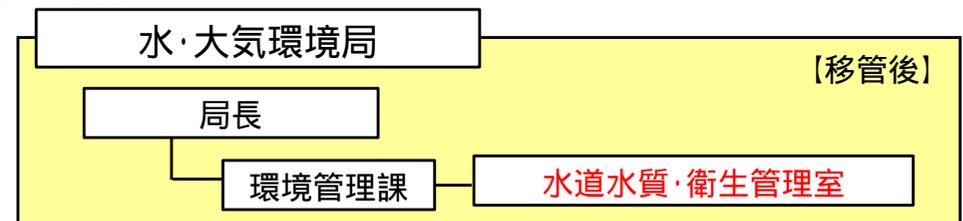
水道整備・管理行政の移管後の体制 (令和6年4月～)



- 国土交通本省に局長級の上下水道審議官と、官房審議官(上下水道)を新設。
- 上下水道審議官グループとして、3課1官体制で上下水道一体の組織体制を整備。



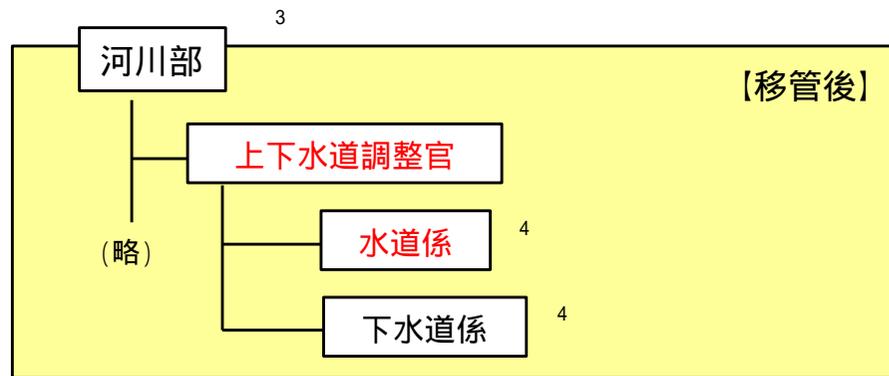
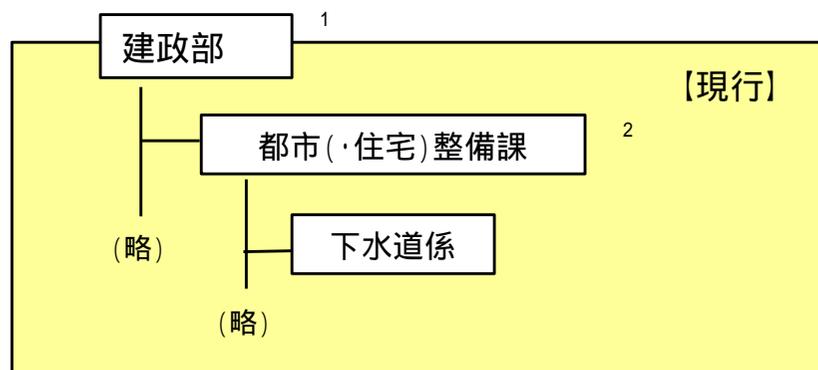
- 水・大気環境局環境管理課の下に水道水質・衛生管理室を新設。



水道整備・管理行政の移管後の体制（令和6年4月～）

2. 地方整備局及び北海道開発局における体制

- 地方整備局では、河川部に上下水道調整官や水道係等を新設するとともに、建政部が所管する下水道行政を河川部に移管し、上下水道一体の組織体制を整備。



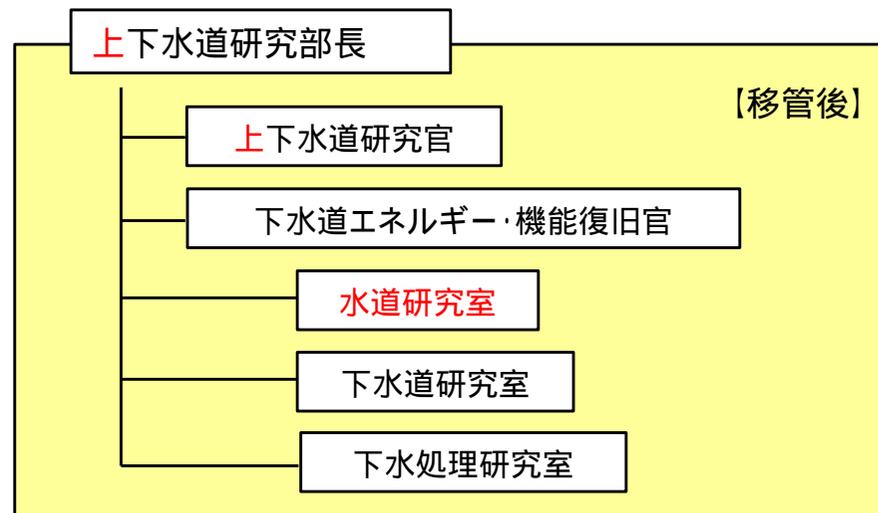
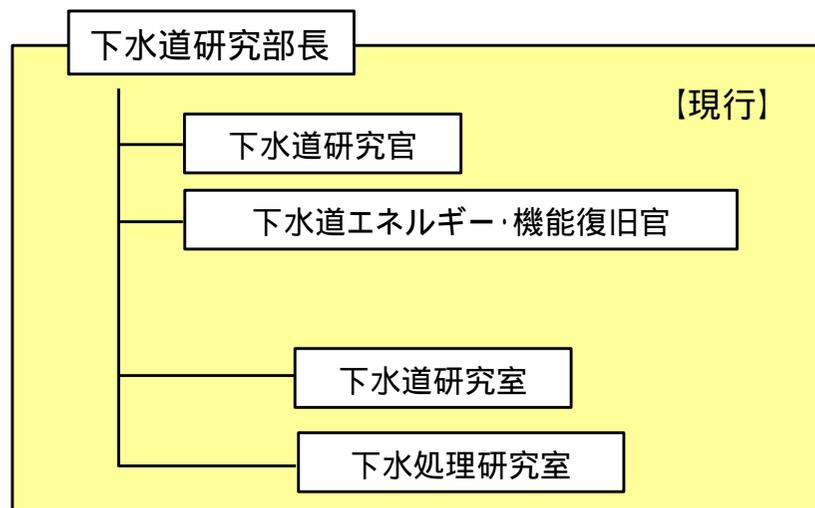
1,2,3 北海道開発局ではそれぞれ事業振興部、都市住宅課、建設部

4 地方整備局では水道係、下水道係は地域河川課に所属

北海道開発局では上下水道調整官、水道係、下水道係地方整備課に所属

3. 国土技術政策総合研究所における体制

- 国土技術政策総合研究所に水道研究室を新設し、水道に係る研究を新たに実施。



3 国立保健医療科学院の水道関係の組織は、当面の間、引き続き科学院に存置

- 1 . 令和 6 年能登半島地震
- 2 . 経済安全保障
- 3 . 水道行政移管
- 4 . 水道の基盤強化

4 . 水道の基盤強化

広域連携の推進

官民連携の推進

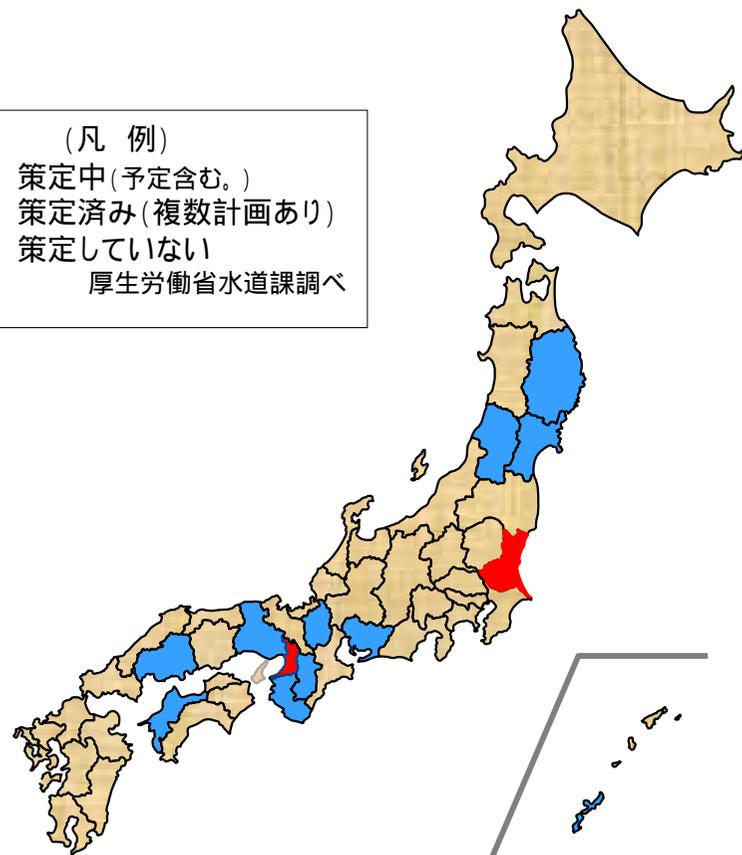
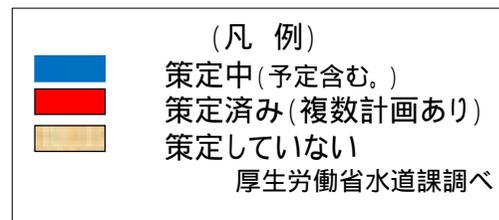
適切な資産管理

「水道広域化推進プラン」及び「水道基盤強化計画」の策定状況について

・ 経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取り組を進めていくため、都道府県に対し、令和4年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。令和6年2月時点で、46都道府県において策定済み（未策定の沖縄県は自治体との調整を経て令和5年度中に策定予定）。

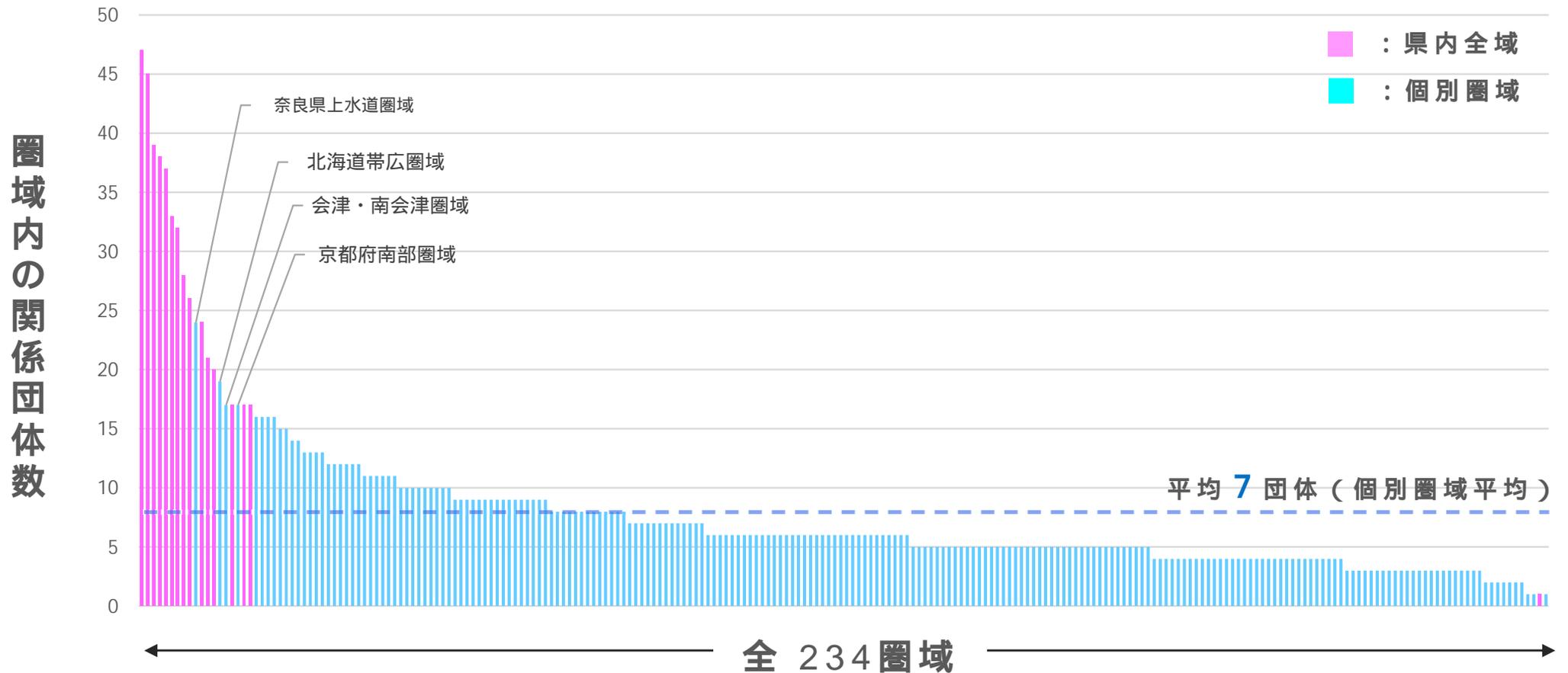
・ 水道の基盤強化に向けて水道関係者が一体となって取り組み、かつ、広域連携の推進役としての都道府県の機能を強化するため、水道法第5条の3に基づき、都道府県は水道基盤強化計画を定めることができる。R6.2時点で2県府において策定済、10県において策定中である。

都道府県名	計画名称	策定年度
茨城県	県南西地域水道基盤強化計画	R4
大阪府	大阪府水道基盤強化計画	R5



水道広域化推進プラン（まとめ）

- 各都道府県より示された圏域は全国で234圏域。（個別圏域218 + 県内全域16 = 234圏域）
- 個別圏域内の平均関係団体数は約 **7** 団体。
- 県内全域並の関係団体を有する個別圏域あり。



近年における広域連携の実施例

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から統合実現までに要した年数
平成26年4月	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市1町）が事業統合	12年2ヶ月
平成28年4月	秩父広域市町村圏組合	111,211人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（1市4町）が事業統合	7年5ヶ月
平成28年4月	群馬東部水道企業団	444,000人	群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が事業統合	7年
平成29年4月 平成31年4月 令和3年4月	大阪広域水道企業団	444,200人 5市7町1村の 計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中 用水供給事業者（1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市4町、令和3年4月に2市2町と経営の一体化	3年7ヶ月 最初の統合まで
平成30年4月	香川県広域水道企業団	約970,000人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（8市8町）が事業統合	10年
平成31年4月	かずさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（4市）が事業統合	12年2ヶ月
平成31年4月 令和5年4月	田川広域水道企業団	94,150人 1市3町の 計画給水人口の合計	福岡県田川地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市3町）が経営の一体化 令和5年4月に事業統合	10年8ヶ月
令和2年4月	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が事業統合	12年2ヶ月
令和2年4月	群馬東部水道企業団	454,000人	群馬県東部地域の水道事業一元化の次のステップとして、用水供給事業者（1企業局の2事業）と受水事業者（1企業団）が事業統合	4年
令和4年4月	磯城郡水道企業団	45,600人	奈良県磯城郡の複数の水道事業者（3町）が経営の一体化	7年9ヶ月
令和5年4月	広島県水道広域連合企業団	592,424人 9市5町の 計画給水人口の合計 (令和3年3月時点)	広島県内の用水供給事業者（広島県）と水道事業者（9市5町）が経営の一体化	6年6ヶ月

4 . 水道の基盤強化

広域連携の推進

官民連携の推進

適切な資産管理

水道事業における官民連携手法と取り組み状況

業務分類(手法)	制度の概要	取組状況及び「実施例」
一般的な業務委託 (個別委託・包括委託)	民間事業者のノウハウ等の活用が効果的な業務についての委託 施設設計、水質検査、施設保守点検、メーター検針、窓口・受付業務などを個別に委託する個別委託や、広範囲にわたる複数の業務を一括して委託する包括委託がある	運転管理に関する委託：3,259施設（596水道事業者等） 【うち、包括委託は、1,124施設（181水道事業者等）】
第三者委託 (民間業者に委託する場合と他の水道事業者に委託する場合がある)	浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、 <u>水道法上の責任を含め</u> 委託	民間事業者への委託：294施設（56水道事業者等） 「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」、 「箱根地区水道事業包括委託」ほか 水道事業者等（市町村等）への委託：23施設（14水道事業者等） 「横須賀市 小雀浄水場」、「周南市 林浄水場」ほか
DBO (Design Build Operate)	<u>地方自治体（水道事業者）が資金調達を</u> 負担し、施設の設計・建設・運転管理などを包括的に委託	19案件（20水道事業者等） 「函館市 赤川高区浄水場他」、「弘前市 樋の口浄水場他」、 「小山市 若木浄水場他」、「横浜市 西谷浄水場排水処理施設」、 「小田原市 高田浄水場」、「枚方市 中宮浄水場」、 「橋本市 橋本浄水場」、「下関市 長府浄水場」ほか
PFI (Private Finance Initiative)	公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、 <u>民間事業者の資金とノウハウを活用して</u> 包括的に実施する方式	12案件（9水道事業者等） 「夕張市 旭町浄水場等」、「横浜市 川井浄水場」、 「岡崎市 男川市浄水場」、「神戸市 上ヶ原浄水場」、 「埼玉県 大久保浄水場排水処理施設等」、「千葉県 北総浄水場排水処理施設他1件」、 「神奈川県 寒川浄水場排水処理施設」、「愛知県 知多浄水場等排水処理施設他2件」、 「東京都 朝霞浄水場等常用発電設備」
公共施設等運営権方式 (コンセッション方式)	PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設（水道事業の場合、水道施設）について、水道施設の所有権を地方自治体が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式	1案件（1水道事業者等） 「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」 (令和4年4月 事業開始)

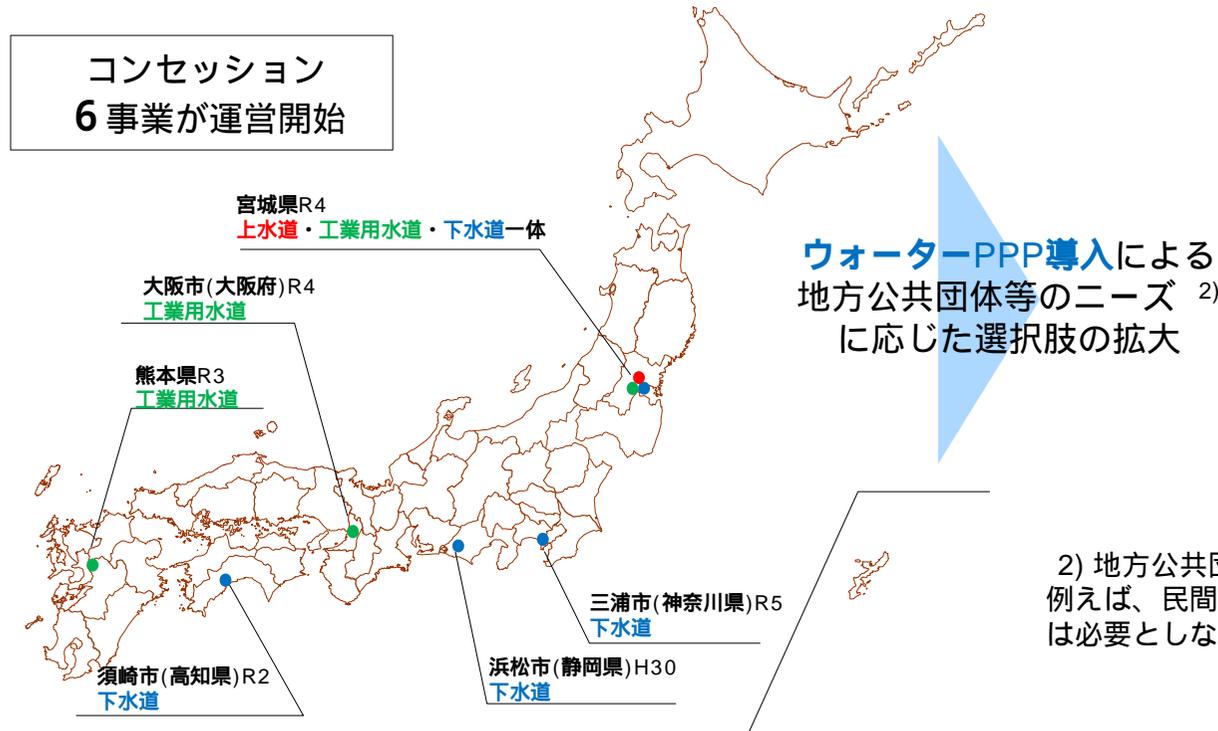
PPP / PFI 推進アクションプラン (令和5年改定版) の概要

- 新たに、**重点分野** 1)において10年間で具体化を狙う**事業件数10年ターゲットを設定**。
- ウォーターPPP等**、多様な官民連携方式の導入等により案件形成の裾野拡大と加速化を強力に推進する。

1) 重点分野：空港、水道、下水道、道路、スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、公営水力発電、工業用水道

<p>重点実行期間 (令和4年度～令和8年度)</p> <p>5年件数目標</p> <p>昨年設定 重点分野合計 70件 (コンセッション中心)</p>	<p>アクションプラン期間 10年 (令和4年度～令和13年度)</p> <p>事業件数10年ターゲット</p> <p>新たに設定 重点分野合計 575件 (コンセッションを含む多様な官民連携)</p>
---	--

ウォーターPPPの導入による水道分野での官民連携の加速



分野名	事業件数10年ターゲット <ウォーターPPP>
水道	100件
下水道	100件
工業用水道	25件

<ウォーターPPP>
コンセッションの他、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

2) 地方公共団体等のニーズ：
例えば、民間企業への運営権の設定や民間企業による利用料金の收受までは必要としないが、管理や更新を一体的に民間企業に委ねたい場合等。

4 . 水道の基盤強化

広域連携の推進

官民連携の推進

適切な資産管理

適切な資産管理の推進プロセス

現状施設を前提とした投資量から、施設の統廃合や広域連携による共同化などの検討に基づき必要な投資需要の精査の上、収入・支出両面から中長期的な資産管理に移行していく必要がある。
事業単位の短中期的な検討と広域連携による地域単位の中長期的な検討をお願いしたい。

(1)台帳 整備

- 水道施設台帳の整備による現状整理(令和4年10月1日水道法の義務規定適用)
- 台帳の電子化促進

改正水道法第22条の3関係

(2)維持 修繕

- 適切な維持・修繕の実施による、老朽化等を起因とする事故防止や施設の長寿命化
- 新技術の活用等による効果的な維持・修繕の実施

改正水道法第22条の2関係

(3)計画的 更新

- アセットマネジメントの実施、精度の向上(参考:手引き、簡易支援ツール、活用事例集)
- 需要予測を織り込んだ、長期的な収支の試算、収支の見通し作成及び公表、定期的な見直しの実施

(4)試算の 精緻化

- 事業単位及び地域単位での、施設のダウンサイジングや統廃合等を織り込むシナリオの策定
- 単純更新と上記のシナリオのそれぞれの試算を実施し、(1)～(3)と併せて検討

改正水道法第22条の4関係

(5)料金 見直し

- (1)～(4)を踏まえた料金の算定、見直しの実施により、健全な経営の確保が可能な料金を設定
- 資産維持費を適切に含める必要があることに留意

持続可能な水道事業の実現

管路の経年化の現状と課題

●管路経年化率は22.1% まで上昇、管路更新率は0.64%まで低下（令和3年度）。

全管路延長約74万kmに占める法定耐用年数（40年）を超えた延長約17万kmの割合。法定耐用年数とは、減価償却費を計算する上での基準年数。

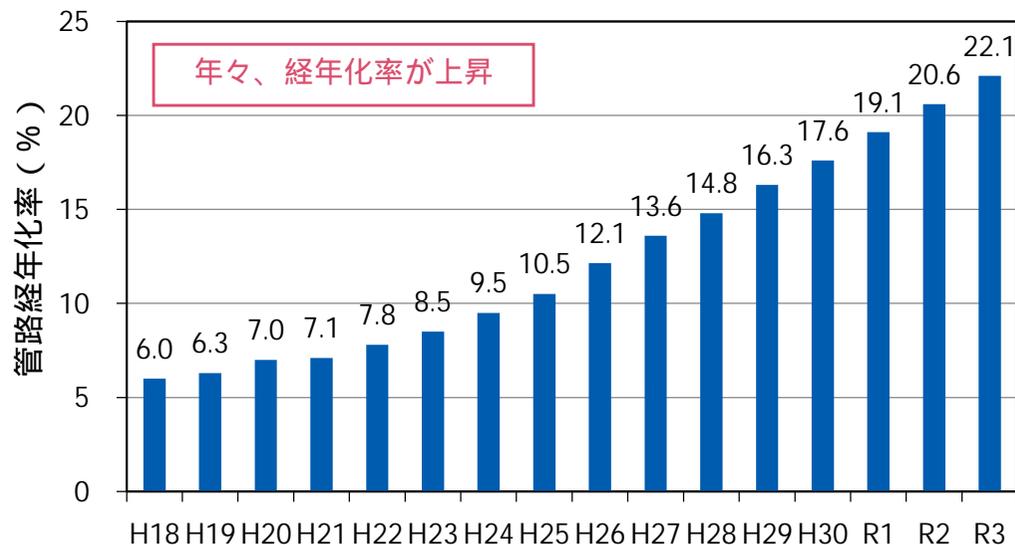
●令和3年度の更新実績：更新延長4,723km、更新率0.64%

●60年で更新する場合：更新延長約8千km、更新率1.13%

法定耐用年数を超えた管路約17万kmを令和4年度からの今後20年間（令和4～23年度）で更新する場合

管路経年化率（%）

法定耐用年数を超えた管路延長 ÷ 管路総延長 × 100



令和3年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路経年化率	23.7%	19.2%	22.1%
管路更新率	0.70%	0.52%	0.64%

管路更新率（%）

更新された管路延長 ÷ 管路総延長 × 100



管路の年代別内訳（令和3年度時点） (km)

法定耐用年数（40年）を超えた管路延長	168,084
20年を経過した管路延長（40年超を除く）	334,386
上記以外	240,273
管路延長合計	742,743

（出典）水道統計を基に算出

水道施設台帳の作成状況について

- 水道施設台帳を作成している上水道事業者等は全体の約93%。
- 水道事業（簡易水道事業を除く）では、約98%が作成しているのに対し、簡易水道事業では約89%にとどまっている。
- 水道施設台帳が未作成の水道事業者等においては早急に水道施設台帳を作成されたい。
- 各都道府県水道行政担当部（局）におかれては、認可権者として未作成の水道事業者等に対して適切な指導・監督をお願いします。

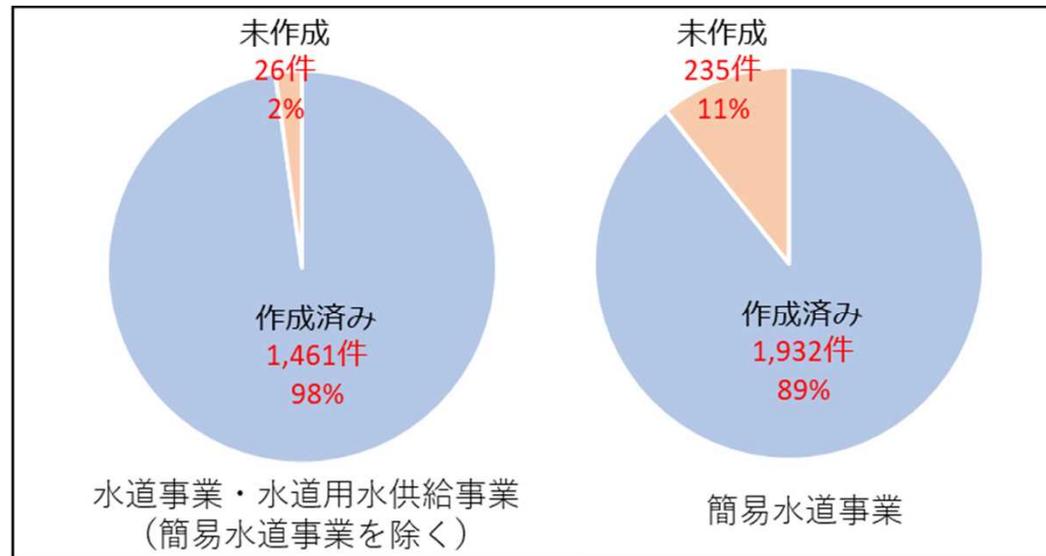
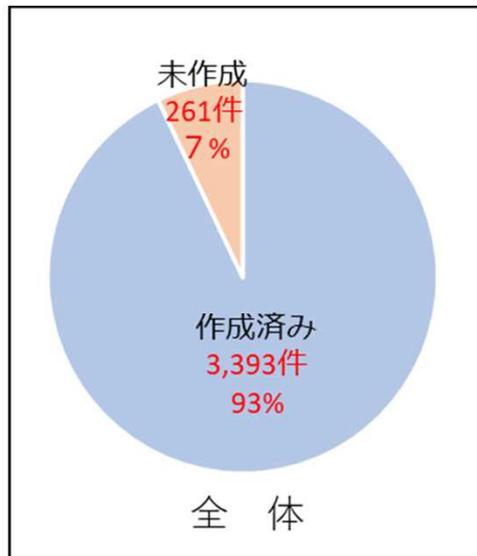
水道施設台帳の作成状況

年度	整備	概ね整備	あまり整備していない	整備していない
H28.12	32.2% (526)	50.7% (2561)	32.2% (1625)	6.6% (335)
R4.10	86.0% (3181)	未作成 14.0% (513)		
R5.10	92.9% (3654)	未作成 7.1% (261)		

令和4年10月3日付け水道課長通知

「水道施設台帳の作成状況について」において

- 未作成の水道事業者等を公表
- 未作成の水道事業者等に早期の作成を要請
- 都道府県に適切な指導・監督を要請



※未回答の事業者を含む

(令和5年10月1日時点 厚生労働省水道課調べ)

水道施設の維持及び修繕

水道法第22条の2（水道施設の維持及び修繕）

水道施設を良好な状態に保つため、その**維持及び修繕を行わなければならない。**

水道法施行規則第17条の2（水道施設の維持及び修繕）

- 水道施設の状況（構造、位置、維持又は修繕の状況等）を勘案して、適切な時期に、**目視その他適切な方法**により点検を行う。

➡ **目視と同等以上の方法による点検が可能であることを明確化（令和6年4月1日施行）**

- 水道施設の点検の結果、異状を把握したときは、修繕その他必要な措置を講ずる。
- 点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る）については、次のとおりの対応とする。

- ✓ 概ね**5年に1回以上**の適切な頻度で点検を行う
- ✓ 点検した際は、以下の事項を**記録**する（次の点検まで**保存**）
点検の年月日、点検を実施した者の氏名、点検の結果
- ✓ 点検した結果、施設の異常を把握し修繕を行った場合には、その**内容を記録**する（**利用期間保存**）

水管橋、橋梁添架管及び水路橋を指す。

➡ **道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等 に対しても、5年に1回以上の点検や、点検・修繕記録の保存等を義務付ける（令和6年4月1日施行）**

水道施設の維持及び修繕

- 遠隔による巡視や目視と同等以上の方法による点検にあたっては、水道施設を良好な状態に保てることを前提として、人による評価や判定の全部又は一部の代わりに AI 等の新技術を用いて、評価や判定の精緻化、自動化・無人化を行うことが期待できる。

無人航空機（ドローン）



北九州市の事例（厚生労働省HPより）

ロボットカメラ点検



「六十谷水管橋破損に係る調査委員会報告書（本編）」
（令和4年11月、和歌山市）より

水中ロボット点検

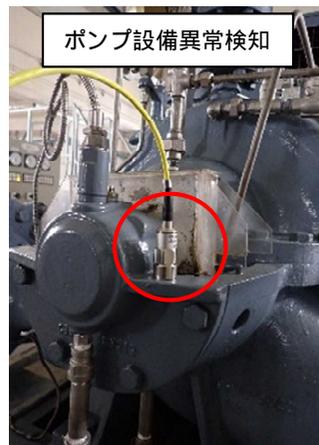


水道技術研究センター
「水道における新技術事例集（Aqua-LIST）」より

振動センサーによる状態監視



管路漏水検知

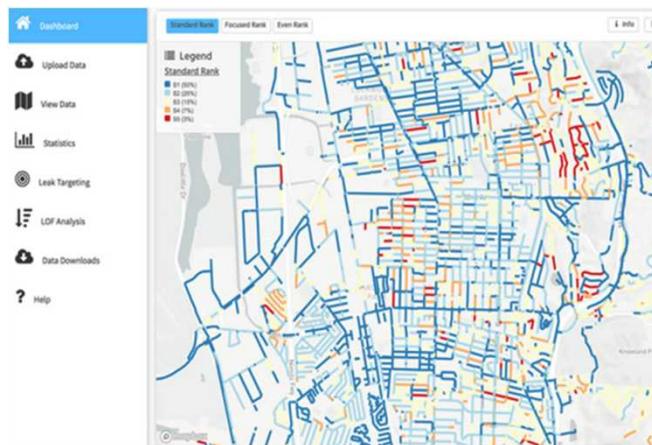


ポンプ設備異常検知

水道技術研究センター
「水道における新技術事例集
（Aqua-LIST）」より

福岡市の事例
（厚生労働省HPより）

AI 管路劣化診断



朝来市の事例（厚生労働省HPより）

衛星SARによるリモートセンシング

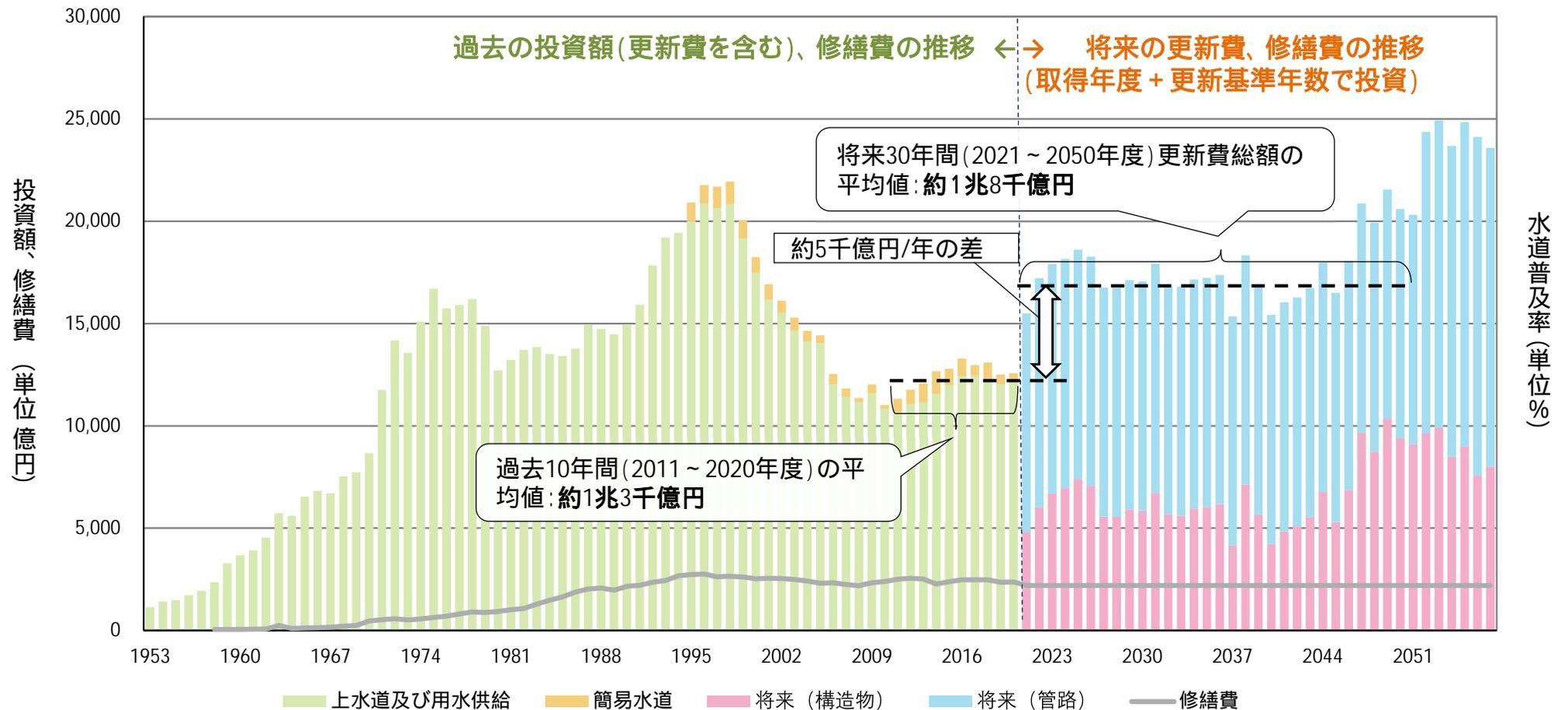


岐阜市の事例（厚生労働省HPより）

全国の水道施設の更新費・修繕費の試算結果

- 過去10年間(2011～2020年度)の投資額(更新費を含む)の平均値は約1兆3千億円である。
- これに対して、将来30年間(2021～2050年度)にわたって単純更新を行った場合の更新費は、平均約1兆8千億円と試算される(約5千億円/年の差)。

過去の投資額、将来の試算の前提は次ページを参照。



【参考】過去の投資額等の算定方法、将来の更新費等の試算の考え方

【過去の投資額(更新費を含む)、修繕費の算定方法、水道普及率の参照資料】

投資額(更新費を含む):1953～2020年度の水道統計、1995～2020年度の簡易水道統計¹を基礎とし、物価調整²によって2020年度の物価水準に換算して算定。

修繕費:地方公営企業年鑑データ(1995年から)の年間総配水量を用いて修繕費を試算し、物価調整によって2020年度の物価水準に換算して算定。なお、簡易水道事業者分は、2020年度の年間配水量を基礎として補正。

- 1 データの信頼性が得られない年度(2006年度及び2014年度)については、一部推計を含む。なお、1994年度以前の簡易水道統計はないため、過去の投資額に算入していない。
- 2 国土交通省の建設工事デフレーターを使用(以下、同じ)。

【将来の更新費、修繕費の試算方法】

管路:更新基準年数³に達した管路延長⁴に単価⁵(2020年度価値)をかけて試算。

将来30年間の更新費は、単純な平準化としている。

土木、建築、設備:更新基準年数に達した現有資産の取得価額⁴を、物価調整によって2020年度の物価水準に換算して試算。

修繕費:直近約30年の傾向から、今後も同一水準で発生すると試算。

- 3 更新基準年数:施設種別毎の更新基準年数(実使用年数、または実質的耐用年数)を次の通り設定。

・管路:最も古い年代に布設されたものを40年とし、更新は60年*に延長するように設定。

・土木:73年*、建築:70年*、設備:25年*

・2020年度時点で更新基準年数に達している施設は、2021年度以降早期に更新すると仮定。

*実務上の一般的な更新基準は平均するとおおむね60年

(参考)法定耐用年数(固定資産の減価償却費を計上する計算期間として法律で定められた年数)

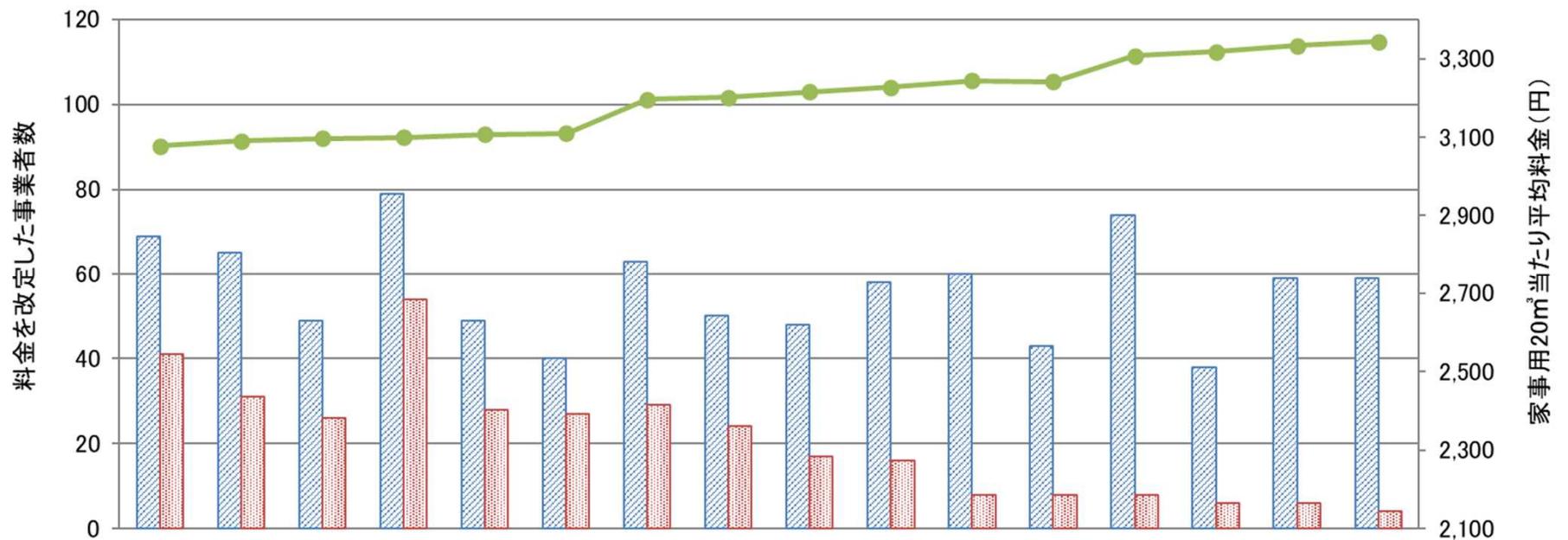
土木:60年、建築:50年、設備:15年、管路:40年

- 4 水道事業者等(水道用水供給事業者、簡易水道事業者を含む。以下同じ。)から、現有資産の取得価額、管路延長の情報を収集。一部、情報の得られなかった水道事業者等があるため、当該水道事業者等が2020年度の全国の年間配水量に占める割合を用いて補正した。施設の取得価額は物価調整によって2020年度の物価水準に換算した。

- 5 全国の水道事業者及び用水供給事業者の管路更新工事費(2018年度実績)を基に設定。

水道料金の改定状況

- 水道料金の平均は近年わずかに上昇傾向にあり、値下げ事業者数は減少傾向にある 令和2年度は料金改定事業者数が直近15年間で最も少なかったが、新型コロナウイルス感染症の影響等によるものと考えられる
- 事業運営のために本来必要となる水道料金の値上げを実施しない場合、一般会計からの繰入れ（税金）による対応をとらない限り、老朽化した施設の更新などに必要となる財源を十分確保することができず、漏水等のリスクを抱える可能性が高くなる。



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
値上げ事業者数 ¹⁾	69	65	49	79	49	40	63	50	48	58	60	43	74	38	59	59
値下げ事業者数	41	31	26	54	28	27	29	24	17	16	8	8	8	6	6	4
料金改定事業者数	110	96	75	133	77	67	92	74	65	74	68	51	82	44	65	63
家事用20m ³ 平均料金(円)	3,077	3,090	3,096	3,099	3,107	3,109	3,196	3,202	3,215	3,228	3,244	3,241	3,307	3,317	3,334	3,343

1) 料金体系の改定を含む 2) 出典「水道料金表(令和5年4月1日現在)」公益社団法人 日本水道協会

水道事業等に関する理解向上

- 国は、水道事業等の現状と将来見通しに関する情報発信等を通じて、**国民の水道事業等に対する理解を増進するとともに、国民の意見の把握に努めることが重要である。**（基本方針 第六の三）

厚生労働省と東海大学が協働し、水道事業の経営に関する広報パンフレットを作成しました。是非ご活用ください！

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

↑ ホーム

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 水道対策 > いま知りたい水道

いま知りたい水道

—日本の水道を考える—

いま
知りたい
水道

—日本の水道を考える—

(↓パンフレット中にてできる「あなたのまちの水道」については下記をクリック↓)

[あなたのまちの水道は？](#)

水道料金はどんなことに使われているの？

半分以上が施設の整備に使われています。
水道水を届けるためには、水を使わせてきれいにする施設をつくり、水道管を修理に費やす必要があります。そのためには莫大なコストがかかるので、少しずつ順番に工事を行っています。

水を届ける費用	施設づくりにかかる費用
44%	56%
水をきれいにして届ける費用	浄水場や水道管をつくり、維持するための費用

そして、これらのために様々な役割の人たちが働いています。

NEXT
水はどうやって届けられるの？

これからの水道を守っていくために

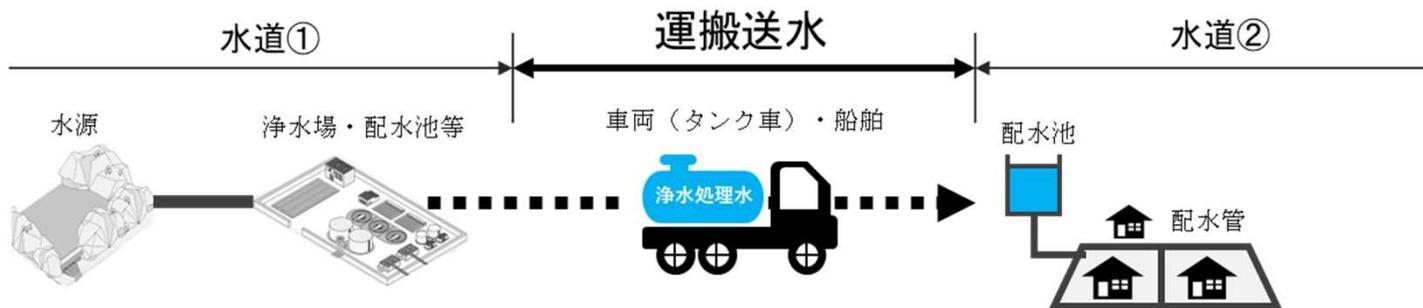
水道施設は家や車のように資産として長く使えるもので、食べ物のようにすぐ消費してしまうものではありません。水道料金には消費した水の代金という意味だけでなく、水道施設という財産に投資し、将来に引き継ぐという意味があります。どのような水道施設を自分たちの財産として維持し、引き継いでいきたいですか。そして、わたしたちの子や孫にはどんな未来を生きていってもらいたいですか。

運搬送水に係る留意事項

○人口減少により、市街地から離れた極めて小規模な集落等における配水池等への送水を長期的に継続することを考えた場合、老朽化や災害等に対応するための施設の更新等に要する費用が相当程度かかることが想定される。一方で、当該集落に給水する量は相当程度少ないと考えられることから、水道事業者等にとって負担となり、事業経営に影響を及ぼすことになる。

○こうした課題に対応するため、令和5年7月31日、運搬送水の留意事項について取りまとめ、公表した。

運搬送水の実施は水道事業者や行政機関等の判断に委ねられるものであり、その実施にあたっては、運搬による水道水の供給を行うこととなる期間などを考慮し、他の様々な手法と比較して検討することが必要。



運搬送水：水道事業の施設である「水道」の浄水場・配水池等から「水道」の配水池に、車両や船舶により浄水を運搬するもの（ただし臨時で運搬する場合を除く）

水道法上の「水道」ではない。

運搬送水の留意事項

【目次】

1. はじめに
2. 運搬送水の定義
3. 水道法の適用について
4. 衛生上の措置
 - (1) 機材等のメンテナンス・保管
 - (2) 運搬注水時の留意点
 - (3) 運搬補水時の留意点
 - (4) 配水管網の管理
5. 運搬実施計画書
6. その他の留意事項

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく水道の耐災害性強化

国土強靱化に関する施策を効率的に進めるため、平成30年7月豪雨災害等の最近の災害による生活への影響を鑑み実施された重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえて策定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき、自然災害により断水のおそれがある水道施設の停電対策・土砂災害対策・浸水災害対策及び水道施設・基幹管路の耐震化を集中的に推進

近年激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策等について、更なる加速化・深化を図るために策定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づき、新たな中長期目標を掲げ、これら耐災害性強化対策を加速化・深化させ、自然災害発生時の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減する

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」
(平成30年度～令和2年度)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」
(令和3年度～令和7年度)

停電対策（自家発電設備の整備等）

基幹となる浄水場（1事業体1施設。以下同じ）のうち、停電により大規模な断水が生じるおそれがある施設
緊急対策実施箇所数：139カ所

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場（1事業体1施設以上。以下同じ）の停電対策実施率
現状67.7%（令和元年度） 目標77%（令和7年度）

土砂災害対策（土砂流入防止壁の整備等）

基幹となる浄水場のうち、土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある施設
緊急対策実施箇所数：94カ所

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で土砂警戒域内にある施設の土砂災害対策実施率
現状42.6%（令和元年度） 目標48%（令和7年度）

浸水災害対策（防水扉の整備等）

基幹となる浄水場のうち、土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある施設
緊急対策実施箇所数：147カ所

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で浸水想定区域内にある施設の浸水災害対策実施率
現状37.2%（令和元年度） 目標77%（令和7年度）

施設の地震対策（耐震補強等）

耐震性がなく、耐震化の必要がある水道施設
耐震化率の引き上げ（浄水場3%、配水場4%）

浄水場の耐震化率
現状30.6%（平成30年度） 目標41%（令和7年度）
配水場の耐震化率
現状56.9%（平成30年度） 目標70%（令和7年度）

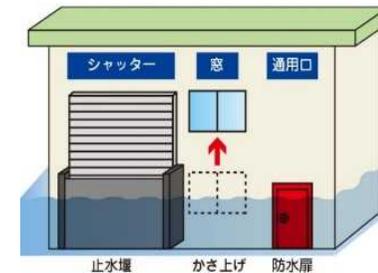
上水道管路の耐震化

基幹管路の耐震適合率の目標（令和4年度末までに50%）達成に向けて耐震化のペースを加速

基幹管路の耐震適合率（加速化のペースを維持）
現状40.3%（平成30年度） 目標54%（令和7年度）
達成目標の変更
50%（令和4年度） 60%（令和10年度）



土砂流入防止壁のイメージ



浸水災害対策のイメージ



配水池の耐震化工事
(内面からの壁・柱等の補強)